

第八十四回 参議院商工委員会会議録第二号

昭和五十三年一月三十日(月曜日)

午後零時六分開会

委員の異動

十二月二十日

辞任

岩崎 純三君

補欠選任

熊谷太三郎君

衆議院議員

政府委員

國務大臣

渡辺 三郎君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

井上 計君

柿沢 弘治君

大塚 酒君

河本 敏夫君

浜本 万三君

岩崎 純三君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

河本 敏夫君

浜本 万三君

森下 昭司君

馬場 富君

峯山 昭範君

市川 正一君

渡辺三郎君から説明を聴取いたしました。渡辺衆議院議員。

○衆議院議員(渡辺三郎君) 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案に対する衆議院の修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正は第五条に関するものであります。

企業近代化資金等助成法により貸し付けた設備近代化資金の償還期間につきまして、政府原案では二年以内の延長を認めておりました。が、円高により深刻な影響を受けている中小企業の実情にかんがみ、これを三年以内の延長に改めたものであります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(補正俊君) 委員の異動について御報告いたします。

去る二十八日、藤井恒男君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が委員に選任されました。

○委員長(補正俊君) 次に、補足説明を聴取いたしました。岸田中小企業庁長官。

○政府委員(岸田文武君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

政府は、円相場の高騰により、わが国中小企業がこうむる影響を把握するため、これまで輸出関連の中小企業が集中している産地を重点に、影響の実態を調査してまいりましたが、その結果は新規成約の激減、受注の食いつぶしの進行等、円高の影響がかなり深刻にあらわれてることが明らかとなりました。

このような事態に対し、政府としては、中小企業の経営の安定を図るために、即時に実施し得る緊急融資等の対策について実施に移すとともに、政府部内で円高対策に関する総合的な対策について検討を進め、去る一月十七日の閣議におきまして、

「中小企業円高緊急対策について」の決定を行つたところであります。

本法案は、この閣議決定の内容中、法律的措置を要する事項その他必要な対策について、その迅速かつ適切な実施を図るために立案されたものであります。

本法案におきましては、第一に、昨年六月以降における円相場の急速かつ大幅な上昇を経て高水準で推移している事態により、輸出が減少し、または減少する見通しがあるため、相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生じていると認められる業種を、全国的にまたは地域を限つて主務大臣である通商産業大臣及び当該事業所管大臣が指定します。この指定された業種に属し、かつ主務省令で定める基準に該する中小企業者を都道府県知事またはその権限の委任を受けた市町村長もしくは特別区の長が、認定中小企業者として認定いたします。また、これらの指定された業種に属していない中小企業者であっても、その中小企業者が、個別企業として円相場の高騰により輸出の減少その他のこれに準ずる事態により事業活動に支障を生じており、かつ、主務省令で定める基準に該当するときは、同じく都道府県知事の認定を受けることとしております。

第二に、これら認定中小企業者に対しては、次のような金融、信用補完、税制上の特別措置を講ずることとしています。まず、金融面では、国民金融公庫等から経営の安定を図るために必要な資金及び認定中小企業者が中小企業事業転換対策臨時措置法に基づく転換計画に従つて行う事業転換のために必要な施設の設置に必要な資金をそれぞれ年六・五%以内の政令で定める利率で貸し付けるとして延長を認めることとしています。また、信用補完面では、信用力、担保力が乏しい認定中小企業者に対しては、中小企業信用保険法による円相場高騰関連保証の特例制度を新設し、これによって金融の円滑化を図ることとしています。さらに税制面では、純損失または欠損金を生じた場合は、

所得税または法人税の還付等の特別措置を講ずることとしております。

なお、中小企業設備近代化資金の償還期間につきまして、政府案におきましては、二年を超えない範囲内において認めるとしておりました。が、衆議院における審議の過程におきまして、三年を超えない範囲内において認めることができるよう修正されております。

第三に、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業の従事者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために措置を講ずるとともに、余儀なく離職した中小企業の従事者に対する職業訓練の実施、就職のあっせんその他の従事者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、円相場の高騰の影響の大きい地域における中小企業の経営の安定に配慮するよう努めることとしております。

第四に、本法案の有効期間を昭和五十五年三月三十一日とするとともに、認定中小企業者に対する前述の融資の金利及び円相場高騰関連保証を廃止して適用することとしています。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(補正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は、本日の予算委員会散会後行うこととし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後五時四十六分開会

○委員長(補正俊君) ただいまから商工委員会を開いたします。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 本法案に関しまして、これからボ

イントをしおって質問いたします。

かねてこの法案に関しましては、さきの臨時国会等でもわれわれは、むしろ円高がこういう悪化する情勢に対応いたしまして、速やかにひとつ対応する法案を整備をすべきであるということをわれわれは主張いたしてまいりました。

そういう意味では、政府側から出てまいつたわけであります。特に私は、この最近の円高調整の原因は、何といつてもやっぱり大企業を中心とする急激な輸出攻勢によるものが大きい、こう判断をせざるを得ないわけであります。貿易の収支のアンバランスが拡大したことにもあると言えます。が、衆議院における審議の過程におきまして、三

年を超えない範囲内において認めることができるよう修正されております。

第三に、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業の従事者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために措置を講ずるとともに、余儀なく離職した中小企業の従事者に対する職業訓練の実施、就職のあっせんその他の従事者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、円相場の高騰の影響の大きい地域における中小企業の経営の安定に配慮するよう努めることとしております。

第四に、本法案の有効期間を昭和五十五年三月三十一日とするとともに、認定中小企業者に対する前述の融資の金利及び円相場高騰関連保証を廃止して適用することとしています。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(補正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は、本日の予算委員会散会後行うこととし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後五時四十六分開会

○委員長(補正俊君) ただいまから商工委員会を開いたします。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 本法案に関しまして、これからボ

イントをしおって質問いたします。

かねてこの法案に関しましては、さきの臨時国会等でもわれわれは、むしろ円高がこういう悪化する情勢に対応いたしまして、速やかにひとつ対応する法案を整備をすべきであるということをわれわれは主張いたしてまいりました。

そういう意味では、政府側から出てまいつたわけであります。特に私は、この最近の円高調整の原因は、何といつてもやっぱり大企業を中心とする急激な輸出攻勢によるものが大きい、こう判断をせざるを得ないわけであります。貿易の収支のアンバランスが拡大したことにもあると言えます。が、衆議院における審議の過程におきまして、三

年を超えない範囲内において認めることができるよう修正されております。

第三に、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業の従事者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために措置を講ずるとともに、余儀なく離職した中小企業の従事者に対する職業訓練の実施、就職のあっせんその他の従事者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、円相場の高騰の影響の大きい地域における中小企業の経営の安定に配慮するよう努めることとしております。

第四に、本法案の有効期間を昭和五十五年三月三十一日とするとともに、認定中小企業者に対する前述の融資の金利及び円相場高騰関連保証を廃止して適用することとしています。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(補正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は、本日の予算委員会散会後行うこととし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後五時四十六分開会

○委員長(補正俊君) ただいまから商工委員会を開いたします。

円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○対馬孝且君 本法案に関しまして、これからボ

イントをしおって質問いたします。

かねてこの法案に関しましては、さきの臨時国会等でもわれわれは、むしろ円高がこういう悪化する情勢に対応いたしまして、速やかにひとつ対応する法案を整備をすべきであるということをわれわれは主張いたしてまいりました。

そういう意味では、政府側から出てまいつたわけであります。特に私は、この最近の円高調整の原因は、何といつてもやっぱり大企業を中心とする急激な輸出攻勢によるものが大きい、こう判断をせざるを得ないわけであります。貿易の収支のアンバランスが拡大したことにもあると言えます。が、衆議院における審議の過程におきまして、三

年を超えない範囲内において認めることができるよう修正されております。

第三に、円相場の高騰により事業活動の縮小等を余儀なくされた中小企業の従事者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために措置を講ずるとともに、余儀なく離職した中小企業の従事者に対する職業訓練の実施、就職のあっせんその他の従事者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるほか、円相場の高騰の影響の大きい地域における中小企業の経営の安定に配慮するよう努めることとしております。

以上、この法律案につきまして、補足説明をいたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○対馬孝吉君 いま大臣からお答えがありましたが、つまり基本的にはやはり構造改善事業あるいは事業転換等もございますけれども、私は今まで何といっても現在の二百四十円台ということとどまつていればこれは別であります。情勢が変動相場制の段階ですから、それ以下になるといふことも考えられるんじやないか、そういう意味で私はお伺いしたわけであります。いま出されましたこの構造改善、事業転換等もございますので、やはりこの法案だけでは、当面対策としては考えられると思うんですけれども、これからもと長期的な円高対策の展望に立ちながら、大臣もお答えありました。が、やはり基本的な対策を、政府として法案その他を含めてこれから用意されるかどうか、そういう対策をお出しなされるかどうか、この点をまず、あわせてお伺いをしたいのであります。

○國務大臣（河本敏夫君） ただ、円が昨年の後半に急激に高騰をいたしましたが、これは、私は日本経済が実力以上の高い水準になっておると思うんです。と申しますのは、中小企業の影響につきましてはいま申し上げましたが、一般的の産業全体について申し上げましても、二、三の業種を除きましてはとてもやっていけないというのが実情であります。しかば、なぜ実力以上の評価になつたかといいますと、いまお述べになりましたように、大幅な日本の黒字、それからアメリカの大福な赤字、こういうことがその背景にあるわけでございます。

そこで、五十三年度の経済の基本的な運営方針といったしましては、何としてもこの大幅な黒字基調というものを、ある程度調整をしないといけない。こういうことを考えまして7%成長ということが進んでいきますならば、私は順次ある程度しましても節度ある経済運営を求め、アメリカもおるところであります。それから同時に、先般の日米共同声明でも明らかなように、アメリカに対し、内需の思い切った拡大ということを考えます。それを述べておるわけでございまして、そういうことが進んでいきますならば、私は順次ある程度

現在の円の水準、というものは、実力に近いところ
でだんだんと修正されるのではないかと、このよ
うに期待をしておるところでござります。
したがいまして、円高対策といたしましては、
この法律をとりあえずお願いをいたしまして、こ
れによりまして万般の対策を立て、本来の中小企
業政策といふものは別に用意をいたしておりまし
て、円高対策とは別個に用意をいたしておりまし
て、従前の対策をさらに一層強化していくと、そ
ういう方向で進めてまいりたいと思ひます。

手に回っている。私が感じても非常にそういう感通して、中小企業のあるべき姿といふものを考え直してもらいたい。これが率直な桐生の、私調査に行きましたが、これは織維業界の素朴な声であります。

私はそういう意味でいま申し上げているのであります、そういう意味を含めて、いま大臣の考え方については、七%成長達成というのは基本的には私も了としますけれども、そういう問題について、やはりいま一度見直す段階に来ているんじゃないのかと、こう考へ方を持つておりますので、この点ひとつ大臣の考え方をお伺いしたいと、こう思います。

○國務大臣(岸田文武君) この緊急にお願いをしております円高対策のほかに、幾つかの基本的な中小企業の対策を用意しておるということを申し上げましたが、それは長官から説明をいたしました。

○政府委員(岸田文武君) これからの中堅企業をめぐる経済情勢を考えてみると、国内的にもかなりの変化が予想されるわけでございます。同時に国際的にも相当の変化を考えざるを得ない。こういう中で、中小企業はいかなる活路を見出すべきか、これはいま中小企業に課せられた非常に大きな課題であると私どもも考えておるところでございます。新しい環境の変化に生き延びられるための個々の企業のあり方、あるいはそれを集約いたしました産地としてのあり方、あるいは業種としてのあり方、こういうことを、やはりこの際腰を据えてじっくり考えてみる必要があるだろう。恐らくはいまのままでなかなかやつていけない。やはり新しい対応を迫られているという感じではないかと思っておるところでございます。

そのためには、一方ではいままでつくっていた商品をもつと高度化していく、あるいは新しい商品を生み出していくと、こういう努力が必要でござります。それと同時に、場合によつてはいままでの仕事から別の分野で、新しい活路を見出していくことも必要でございましょうし、さら

に場合によりましては、しままでの設備をもう少し集約化しまして、こじんまりした経営に移つていくことが、長い目で見ての活路になるという場合もあるうかと思います。こういった行き方を、組合ごとにこの際じっくり考えてもらいたいと、う気持ちがいたしておりますので、実は五十三年度予算におきましても、新しい事業として組合の活路開拓事業という制度を予算化いたしたいと考えておるところござります。外部の人の知恵も借りながら、ひとつじっくりと考えてみる。そういう方向をそれぞれ実現するためのいろいろの施策というのが迫つて必要でございます。この面におきましても、五十三年度予算におきまして、振興事業団の産地振興事業であるとか、あるいは中小企業の経営安定資金における産地対策であるとか、幾つかの新しい施策を用意をいたしまして、できるだけこういう新しい環境に対する適応が円滑にいくよう、私どもも心がけたいと思つておるところでございます。

に場合によりましては、しままでの設備をもう少し集約化しまして、こじんまりした経営に移つていくことが、長い目で見ての活路になるという場合もあるうかと思います。こういった行き方を、組合ごとにこの際じっくり考えてもらいたいと、う気持ちがいたしておりますので、実は五十三年度予算におきましても、新しい事業として組合の活路開拓事業という制度を予算化いたしたいと考えておるところござります。外部の人の知恵も借りながら、ひとつじっくりと考えてみる。そういう方向をそれぞれ実現するためのいろいろの施策というのが迫つて必要でございます。この面におきましても、五十三年度予算におきまして、振興事業団の産地振興事業であるとか、あるいは中小企業の経営安定資金における産地対策であるとか、幾つかの新しい施策を用意をいたしまして、できるだけこういう新しい環境に対する適応が円滑にいくよう、私どもも心がけたいと思つておるところでございます。

す。

○対馬孝且君 それでは、まあ中小企業の、円高相場に対応する長期的な展望に立ちながら、政府側としても対応するという基本的な態度が明らかになりましたから、それでは次の問題にひとつ入りたいと思います。

この円高相場は昨年初め一ドル二百九十九円台といふうであつたわけありますが、その後高騰を続けて、まあ年末の段階では二百四十円、一時は三百三十八円、まあ国内でもロンドン相場でも二百四十円を割るという事態を生じました。この間一年足らずの間に二〇%以上の切り上げがあつたわけあります。そこで輸出産地を中心にする関係中小企業に大きな影響を与えたわけがありますが、私は中小企業厅としても調査を行わせておるようですが、桐生なり北海道もずっと行つてしましましたが、ほとんどございません。そういう意味では、二百四十円という円相場では、やは中小企業はどのようないくとどうな対策がなされようと、も、相当な影響が出ることは事実であります。

○政府委員(岸田文武君) この上に立つて中小企業廳として、どういう中

小企業の影響度合について調査をなされ、認識をされているのか、この点をお伺いします。

○対馬孝且君 円高に伴つて、産地がどういう影響を受けておるか、この辺の実態について、実情の把握に努めておるところでございます。

一番最近では、今年になりまして、いまお話を出ました二百四十円台というものがどういう影響を及ぼしておるかという調査を実施いたしましたので、その結果のあらましを御披露申し上げますと、十二月中——昨年の十一月でございますが、十二月中の新規成約の状況、これが依然として不調でございまして、前年の同月に比べまして新規受注が減少したという産地が、八割弱に達しております。そういうこともございまして、受注残の

方も徐々に減少していくとという傾向が見られまして、いわば受注の食いつぶしが行われているかと思つておるところでございます。

さらに今回の調査で初めて出てきたことでござりますが、一部の産地におきまして円高によると見られる休業、あるいは倒産というような事例が見受けられるようになつております。また五十三

年に輸出の動向をどう予測しているかということにつきましては、二百四十円が続いた場合には、やはり大方の産地で数量が減る、あるいは価格が低下するというような見通しを持つております。

○対馬孝且君 それなのにどうしてこれ、むしろ五〇%一八〇%台という受注減の方が減つて、二〇%から五〇%ラインが逆に上昇してきていると、これでは一応円高が安定したという印象を与えるんですよ。逆にいま三月危機説がある、二月危機説が伝えられるという状況のときに、私はその点がやっぱり正しいと私は見てゐるんですよ。そうしたら、恐らく休業、倒産の数というのは二月、三月にはこれまでますます増大の一途をたどる。そういう意味では三月危機説は当たつていると、こう私は見てゐるわけです。

○対馬孝且君 そこまで、通産省・企業廳としましては、二月二十四日、円高の産地に与える影響について、という調査結果の御報告が出ていますね。長官、これは私もちよつと実態を調べてみましたがが、

問題は私は、この中でポイントを言いますとね、やはりいま中小企業、円高の影響もさることながら、三月危機説あるいは二月ないし三月危機説といふのが伝えられておるんだ。昨年のこの段階で

も一万八千六百件という中小企業最高の倒産になつてゐる。中でも私が一番この影響を受けていたる報告の中で気にしてるのは、一番心配しているのは企業の倒産状況ですよ。休業、倒産の状況。

○政府委員(岸田文武君) 実は十月の調査のときには新規成約が五割から八割落ち込むということございましたので、十二月いかなる状況になるかということを非常に心配いたしておりました。しかし調査の結果としては、いま御指摘のような形で出てきたわけでございます。私どももその背景をいろいろ調べてみました。その結果によりますと、実は十月といふのが替変動が大変な時期で四十九企業、これ全部休業ですね、率直に言つて。

それから倒産の実態では十月が二企業、十一月は六企業と、こう出でているんですが、逆にこの調査の中でも考えてちょっとポイントが、どうも通産省のこの判断というのは少し違うなと思うのは、いわゆる受注の減少が大体五〇%から八〇%といふのが昨年の十月から十一月の段階だったと。

○対馬孝且君 ところがこの調査によると、逆に五〇%から八〇%未満というのが減つて、逆に二〇%以上五〇%未

あたかも円高が安定したような印象をこの報告では与えるんですが、私はそうでないということを逆に考えているんですよ。むしろ二月、三月にはもつと深まる、これははつきり申し上げて。それでもう耐え切れないと、これ北海道の件で後から申し上げますが、相当数出てきております。倒産が明らかになってきております。

○対馬孝且君 それなのにどうしてこれ、むしろ五〇%一八〇%台という印象を与えるんですよ。逆にいま三月危機説がある、二月危機説が伝えられるという状況のときに、私はその点がやっぱり正しいと私は見てゐるんですよ。そうしたら、恐らく休業、倒産の数というのは二月、三月にはこれまでますます増大の一途をたどる。そういう意味では三月危機説は当たつていると、こう私は見てゐるわけです。

○対馬孝且君 そこまで長官、これは桐生市も、何回も私も行ってみまして、バイヤーが来て、取引高がほとんどこれは新規のものはないと言つていいんですよ。そういう見通しがあらいくと、あなたの分析とちょっと違うのだけれどね。むしろやつぱり二月、三月ということが大変なことになると、この点がやつぱり正しいと私は見てゐるんですよ。そこらあたりが一月、二月は一体どう見ているんだと、そこなんだ、ボイントはやつぱり。これに対応した対策がどちらきやならぬ、この認識が違うとこれは大変なことになりますよ。

○政府委員(岸田文武君) これは次に調査にまたなければ正確なお答えはできませんが、私どもが従来産地調査をしまして得た印象からいたしますと、やはり二百四十円といふのは依然として各産地にとつては非常に厳しい条件であるという認識をいたしております。もちろん各企業としてもいろいろの努力をするでございましょうが、しかしやはり総体的に申しますと、二百四十円といふのは厳しい数字であると思われるを得ないと思っております。したがいまして、これが続いていく限りは、やはり受注の食いつぶしといふものは今後進行していく。したがって、それがいつまでもつかうことが一番の問題であろうかと思つておられます。したがいまして、これでなくとも三月といふのは例年決算期にござりますので、倒産状況が心配される月でござりますので、その時期を目がけて、私どもとしてもできるだけのことをやっておるところでございます。それでなくとも三月といふことがございまして、先ほどのような数字が出来ました。ところが、十二月に二百四十円台でしばらく、一月ぐらいたつましたために、ある程度の差しがあるということから若干の注文が出たといふことは、やはり受注の食いつぶしといふものは今後

でございます。

しかし、いずれにいたしましても、絶対的な水準は、前年同月と比べますとかなり低い水準でございまして、その結果が受注の食いつぶしといふような形になつてあらわれてきておるかと思つておるところでございます。

○対馬孝且君 そこで長官、これは桐生市も、何回も私も行ってみまして、バイヤーが来て、取引高がほとんどこれは新規のものはないと言つていいんですよ。そういう見通しがあらいくと、あなた

の分析とちょっと違うのだけれどね。むしろやつぱり二月、三月ということが大変なことになると、この点がやつぱり正しいと私は見てゐるんですよ。そこらあたりが一月、二月は一体どう見ているんだと、そこなんだ、ボイントはやつぱり。これに対応した対策がどちらきやならぬ、この認識が違うとこれは大変なことになりますよ。

○政府委員(岸田文武君) これは次に調査にまたなければ正確なお答えはできませんが、私どもが従来産地調査をしまして得た印象からいたしますと、やはり二百四十円といふのは依然として各産地にとつては非常に厳しい条件であるという認識をいたしております。もちろん各企業としてもいろいろの努力をするでございましょうが、しかしやはり総体的に申しますと、二百四十円といふのは厳しい数字であると思われるを得ないと思っております。したがいまして、これが続いていく限りは、やはり受注の食いつぶしといふものは今後進行していく。したがって、それがいつまでもつかうことが一番の問題であろうかと思つておられます。したがいまして、これでなくとも三月といふのは例年決算期にござりますので、倒産状況が心配される月でござりますので、その時期を目がけて、私どもとしてもできるだけのことをやっておるところでございます。それでなくとも三月といふことがございまして、先ほどのような数字が出来ました。ところが、十二月に二百四十円台でしばらく、一月ぐらいたつましたために、ある程度の差しがあるということから若干の注文が出たといふことは、やはり受注の食いつぶしといふものは今後

七八

○対馬孝巳君 そういう認識ならわかるんだけれども、やはり二百四十四円台では絶対もう採算割れをしてどうにもならぬというのがこれは一致した認識ですからね。だから、よくなるというような状況じゃなくてむしろ落ち込んでいく。そういう意味で、三月危機というのは産地ではそういう認識を持っている。こういう認識の上に立ってぼくはやっぱり対応してもらいたいとこう思うんです。

そこで、それで、門前列の回教文書を一覧して、政府はどう考へておられるのかということを私は聞きたいんです。これは産地へ行きますと、そのことを一番言うんだよ、いつになつたら採算がとれる円レートになるのかと。これですよ、現地に行くと、率直に申し上げて。

いま政府は、大臣からお答え願つて、基本的に予算で七%の成長あるいは円高対策といふことをいろいろ言つていますが、一体先行きをでは確実に二百四十四円台——それはあなたにちよつと聞きたいんだけれども、これは二百四十四円から二百五十五円台には、この一年なり半年なりになるという保証はないでしょう、これははつきり申し上げて。そういう問題と、いま心配しているのは、具体的に採算のとれる限界レートの回復について、政府はどういう見通しとどういう手立てを考えているのか、これをお伺いしたいんです。

○政府委員(岸田文武君) 私どもが産地の声を聞いておりますと、やはり各産地から、為替レートをぜひ安定してもらいたいという声が私どもの耳にも聞こえてきておるところでございます。為替レートの将来というものは、だれも予測することができます。しかし、また、中小企業にてとりましては一種の事件のような形ではござりますものの、やはりこういう情勢のもとに、産地として為替レートの動向ということは非常にいままで配もし、注目もしているということは仰せのところです。

この面につきましては、これは私の口から申りだと思います。

こういう問題について率直にひとつある程度のやつばかりこの二百四十円台というのは絶対に固定するなら固定するとか、二百五十円台にいつの時点かでするならするとか、こういう多少の——これはまあなかなか言えないことであるが、ある程度やつばかり安心ができるという、中小企業に対しても、そういう点の信頼感を持った考え方というものをして、決意のほどをちょっと大臣にお伺いしたいんですがね。

上げることが適当かどうか存じませんが、やはりいまこういう円高を招來した背景というものを考えますにつけましても、日本経済の景気回復といたることと、それを背景とするいまの大図な黒字基調の改善ということが、いずれの場合にもやはり基本問題になるのではないか。そういう政策が的確に進められるということを、中小企業の側としても切望しておるという感じではないかと思つております。

〔理事福岡日出麿君退席、委員長着席〕

○対馬孝且君 大臣、そこでいまの根本問題なんですが、これはいままで予算委員会でもずいぶん私もやりまして聞いておりますが、問題になることは、やっぱりいま言ったように、産地の声というのはとにかく少なくとも二、三年先のことは言わぬと。しかし、せめて半年一年ぐらいは一定のこのレートで固定するというぐらいいのを見通してもらいたいんだというのが率直な声ですよ。だから基本的には円高対策、7%成長、国際収支の改善ということ、これは常識的なことなんだが、政府としてこらあたり、そういう根本的対策やつていけば大体二百五十円、あるいはこれ以下は絶対割ることはないと、こういう責任ある立場での、つまりこれから見通し、あるいは中小企業に対する本当に信頼というか、あるいは政府に対する期待感というか、そういうものをひとつやっぱり持たなければ何を対策、対策と言つたって、これはふたをあけてみたらまたレートが狂つて、いたまた狂つていたというのでは、これはだれもついていかないよ。

○國務大臣(河本敏夫君) 変動相場制ですから、國の予想外の大額な黒字基調と、それからアメリカの大額な赤字ということが背景にあるということは、これは言えませんけれども、一番当初にも申し上げましたように、現在の急激な円高の背景は、わが国の予想外の大額な黒字基調と、それからアメリカの大額な赤字ということが背景にあるということを申し上げました。が、それじゃどちらにウエートがかかっているかと言いますと、やっぱり日本の大幅な黒字ということがあります。なぜ黒字が起こったかと言いまことであります。なぜ黒字が起こったかと言いますと、要するに国内の景気が悪くて物が売れないと、無理して外国へ売らなきやいかぬ、それから国内のやはり経済が弱っておりますから、外国から物を買う力がないだからとにかく内需を拡大をして、国内で物が売れるようにする、そして外国から物を買う力をつけていく、この政策さえ着実に実行に移していくば、とにかく実力以上の評価を受けておるわけでありますから、私はだんだんと実力に近い水準に評価をされ直すんですね。しかし私は方針はない、こう思っております。

○國務大臣(河本敏夫君) そのとおりであります
て、とにかく五十二年度の經常収支をおよそ半減
をいたしまして、五十三年度には六十億ドル前後
に持つていこう、このための経済成長をやつて
こう、こういうことでありますから、そしてその
経済成長を達成するためには、万難を排してあら
ゆる手段を尽くしてやりますということを、内閣
が繰り返して言っておるわけでありますから、要
はその政策を着実にもう実行することにかかる
おる、このように理解をしておりますし、またやつ
ていかなければならぬと思います。

○対馬孝且君 まあ大臣のそういう決意のほどは
わかりました。そういうことで、われわれもこれ
からひとつ十分そういう方向での期待をいたしで
いきますが、それではもしこの二百四十円台
を――これはすばり聞きたいんですけど、二百四十
円台を割つたという段階で中小企業庁長官どうい
う対応をしますか、はつきり申し上げますが。こ
れ聞いてくれと言ふんだよ。いま三百四十円台の
レートでいいているが、もしこれが三十円、二十
円台に下がったときに、この法案では対応できな
いわけだ、率直に言つて。現状の対応としてこれ
は法案を提案されるとんだから、これが二百三
十円、二百二十円になつたときにそれじやどうす
るのか、どう対応してくれるのかということを聞
きたいわけです。この点どうですか。

○政府委員(岸田文武君) 御提案申し上げております法案は、実は昨年の六月以降年の暮れにかけて急激に、しかも大幅に為替レートが円高になつたということを踏まえまして、現に産地を中心とする中小企業が大きな影響を受けている。これに対する緊急立法として用意されたものでございま
す。

私ども、今後の問題につきましては、私どもが
中小企業を見ておりまして、中小企業の適応力と
もつて対処していくんだと、こういう決意と理解
していいですか。

いうものを一方に考えなければならないと思いま
す。徐々の変化であれば相当の適応力が発揮でき
ましても、繫激な変化の場合になかなかついてい
けないという問題ございましょうと思います。で
仮にございますが、将来にわたって急激な変化
が起つてきただどうなときには、やはりこ
れはまた新しい事態として、またこの法律とは離
れまして、それに応じた臨機、機動的な対応策が
必要になってこようかと思っておるところでござ
います。

○対馬孝且君 まあいま質問しても、その範囲の

悪いのか、あるいは漫透してないというくらいがあります。

今回のこの信用保険の特別措置を十分に活用するための対策をどのようにお考えになつてあるか、これをまずお伺いいたします。

○政府委員(岸田文武君) いまお話をございました現在やつております中小企業信用保険法に基づく不況業種、これにかかる保証の利用実績でござ

ざいますが、数字を見てみると、五十一年度で三千二百件三百二十七億円、それから五十二年度、これは四月から十月までの実績が報告されており

ます。八百九十件百二十八億円というふうになつております。一件当たりで見ますと、五十一年度で平均しまして一千万円、それから五十二年度の

四月から十月まで一千四百万円ということでございまして、一件当たりの保証金額の増大ぶりが目立つておるところでございます。実は御承知のように、(元委員会)おは、そつこでござつて皆様

おり、不況業者の指定期のときときの経済情勢の変化に従つて削除したり追加をしたりといふことで、四半期ごとに調整をいたしております。

いた時期がございましたが、その後また追加をしたりなどいたしまして、ごく最近では非常に多くのものが不況業種の指定を受けるという形になってきております。

そういう制度がせっかく用意されておるわけでござりますから、これがうまく利用され、必要としている方々に必要に応じて利用していただける

ようにするということは、私どもとしても大事なことであると思っておるところでございます。従来からいろいろな手段を通じてPRをいたして

おりましたが、こういう円高という新しい情勢も加わってき、それに従って、新しい法律もできるというような時期でもございますので、この円高

の保証のP.Rとあわせまして、従来やつておりました倒産関連保証も含めまして、こういう制度についてのP.Rについては一段と力を入れてやってまいりたいと思っておるところでございます。

す。北海道で言えば札幌に通産局長がおつてやっているわけですがね。これ道側で、県庁あたりでもやっぱりこの中小企業行政指導委員会あたりつくつてやっておるんですがね。

もうちょっと——どうもいま見えておると、県庁、道あたりでは、北海道では徹底した、たとえば中小企業普及委員会などがあるいはP.R.委員会を通してやつておるんですが、出先のおたくの通産局はただの一回もやつてない、前回の中小企業倒産防止共済法、私の知つておる限りではね。それから為替変動緊急融資措置対策、こういうものは未端へ行くとほとんど知らないというのが実態たどよ、ぼくは率直に言わしてもららけれども。出先の通産局がほとんどこれなされてないんだよ、こういうものについては。初めてその相談を受けてから出かけていくといふような、そういう調子ですね。そういう、やっぱり相変わらず官僚的なやり方では——いま本当にばつたばつた、北海道も日暮れ造船がいま会社更生法で大変ですよ、これはつきり申し上げて。後で申し上げますがね。そういう問題がどんどん出ていいっている。初めて知つたというのは私らが行つて初めて知つたと、こういうう言うんですよ、経営者側も。

そこでこの前ちょっと話を申し上げたけれども、こういう対応の仕方では、出先が、北海道つ通産局があつて、われわれが行つて初めてわかつたと言う。こんな調子じゃ、これから何ぼこういうものがつくれたって、これつぶれてからこんなことをやつたって私は意味ないと思うんだよ、あなた。そういう問題について、もっと出先の通産局の動きなり活用なり、こういうものをもつと積極的に、やっぱり実のある方向に考えてもらいたい。こういう点はどうなんですか。

○政府委員(岸田文武君) 実は私ども、ことしの課題は各般用意されております中小企業施策を、いかにして浸透させるかということに特に力を入れたいと部内でも話しておつたところでござります。

この新しい円高対策法につきましては、先週通

産局の関係課長を集め大体の骨子を説明をいたしましたが、二月八日に各府県から関係課長に集

まつていただきまして具体的な打ち合わせをし、この制度が発足すればすぐ活用していただけるような取り組みをつけたいと思っております。

それから倒産防止共済法についてもお触れになりましたが、これも実はいま実施要領を詰めておりまして、これができ次第、いまのやり方に準

じまして、なるべく多くの方々にこの制度を利用
していただけるような体制づくりをしていきたい
と思っておるところでございます。御注意いただ

きました点は、今後とも十分気をつけてまいりたいと思っております。

きまして私はじょと申し上げたいんです
が、本法の適用を受けるために、中小企業は都道
府県知事の認定を受けることが必要になるわけで
ありますよ、問題は、つづいて申しますと

ありますか
問題に
に当たつても問題になりましたが、信用保証の特
例等の措置を受ける場合に、円高によつて打撃を
受けて経営が非常によつて困つてゐるという旨

の都道府県知事の認定を必要としたところ、保証協会あるいは金融機関は、非常に経営が不安定である企業には融資できないとして、むしろ認定を

受けた企業に、逆に中小企業に対して保証または金融を渋るという悪例が出てきているわけです。逆な意味で。こういう金融機関の指導体制、こう

いう実態についてどのようにこれから指導されようとしているのか。

とえは、今回の、もしこの法律が通ったとしても、すぐ窓口へ行くわけですよ。これ無担保の場合ばくは例を言うんだけれども、無担保の場合には、

たとえば中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、保証協会へ行くと言うんだよ。必ず保証保険をつければこう言うわけだ。そうすると〇・四%取られるわけです。これぼくは中小企業から言われましたけれどもね。何かこう、金取るようにならんとできていると言うんだなはつきり申し上げ

ると、必ずそういうものが仕組まれている、仕組まれているという言葉は悪いけれども、そういうことを踏んでこなければ金貸さないと言うんだよ、これはわれわれ法律を決めるときは何回もいや、とにかく弾力的運用だと、この法律の効果を生かしてとかといふ、あなたはそういう答弁をするんだよ。

ところが、実際に窓口へ行つてしまえば非常にシビアになっちゃつて、保険が必要でない金さえも必ず保険をつけなければ君のところは貸さないよと。やっぱり保険をつければ〇・四%手数料取られるわけですよ、これ。たかが二百五十万から少なくも二百万ぐらい借りて〇・四%取られておつたら、これはどういうことになるんだ中小企業長官。ひた・錢も、それこそ一文も必要とするこの世の中のときに、〇・四%の保険を必ず取られるというようなことになる。金融機関の指導といふのは、全くこれは中小企業者は頭に来ているよ本当に、ほくは言葉は悪いけれども率直に言うけれども、だから私はこういうことのないような金融機関の指導をしてもらいたいんだ、はつきり申し上げて。あなたが何を答弁したって、末端へ行けばそういうことになつていいんだ。それはもちろん國民の金だから、どんなことでもいいとは私は言えないよ。言えないが、もうちょっと生きただ金を直ちに使えると。

それからもう一つは、行つて手続にしてもかなりシビアで、三ヶ月もぶつ飛ばされると。こんなことでは私は生きた金にならないと思うんだな、だ。

法律はつくつたけれども、逆におまえら倒産ないと、こういうことを言つていることと同じだと思ふんだよ、私は。こういう点で私は率直にこれが聞いてきたんだが、実態を調査してきたんだけれども、そういう実態に対して少なくともそうではないと、法律の趣旨を生かした実態に対応でき

るような私は指導をしてもらいたいと、これは特にひとつ申し上げますが、いかがですかね、この点。

○政府委員(岸田文武君) 私どももせつかく知恵をそぼり、また関係方面いろいろむずかしい折衝をした上でできましたこの制度でございますから、やはりこれが喜んでもらえるような使い方をすることが特に大切だと思います。特に制度の趣旨について説明があつたり、あるいは認識不足があつたりというようなことで末端でトラブルが起るというようなことにつきまして、私どもも十分事前に気をつけて指導をしていきたいと思っております。

○対馬孝且君 これひとつ長官ね、やっぱり金融機関の窓口の指導についてはやっぱり迅速多様に解決をするということ。二月も三月も投げられたんじや、これは対応にならない、はつきり申し上げて。それからあなたが何をどう言つたって窓口

段階でやっぱり弾力的な運用と、一つの抽象論にとどまつておるんだが、やっぱりいざ行くとそういうふうになつてないという仕組みですから、いま改善するようにしますと、こういうことですから、その点はひとつこれから期待しますけれども、ひとつの嚴重にもう一回示達を出してもらって、法

院委員(岸田文武君) 私どももかねがね気にしていた問題でございますし、新しい法律ができるまで、それをP.R.いたします際にはいまのよう

な点も含めて十分指導いたしたいと思います。

○対馬孝且君 そこでさつきの担保の問題をもう

ちょっと私は具体的に申し上げますが、緊急融資協会の窓口につきましても、担保の徴求の弾力化

ということで指導いたしておりまして、私どもは多少の改善は図られてきておるのではないかと思つておりますが、なおいろいろ現地で問題等があるようであれば、私どももよく実情に即した指導をしていきたいと思っておるところでございま

す。それから期間の問題につきましては、これまた金を借りる側からすれば、一日も早く金が欲しいと考えられるのは当然でございますし、いまのよ

うな状況では特にそういう必要性が強いだろうと

るような私は指導をしてもらいたいと、これは特にひとつ申し上げますが、いかがですかね、この点。

○政府委員(岸田文武君) 私どももせつかく知恵をそぼり、また関係方面いろいろむずかしい折衝をした上でできましたこの制度でございますから、やはりこれが喜んでもらえるような使い方をすることが特に大切だと思います。特に制度の趣旨について説明があつたり、あるいは認識不足があつたりというようなことで末端でトラブルが起るというようなことにつきまして、私どもも十分事前に気をつけて指導をしていきたいと思っております。

○対馬孝且君 これひとつ長官ね、やっぱり金融機関の窓口の指導についてはやっぱり迅速多様に解決をするということ。二月も三月も投げられたんじや、これは対応にならない、はつきり申し上げて。それからあなたが何をどう言つたって窓口

段階でやっぱり弾力的な運用と、一つの抽象論にとどまつておるんだが、やっぱりいざ行くとそういうふうになつてないという仕組みですから、いま改善するようにしますと、こういうことですから、その点はひとつこれから期待しますけれども、ひとつの嚴重にもう一回示達を出してもらって、法

院委員(岸田文武君) 私どももかねがね気にしていた問題でございますし、新しい法律ができるまで、それをP.R.いたします際にはいまのような点も含めて十分指導いたしたいと思います。

○対馬孝且君 そこでさつきの担保の問題をもうちょっと私は具体的に申し上げますが、緊急融資協会の窓口につきましても、担保の徴求の弾力化

ということで指導いたしておりまして、私どもは多少の改善は図られてきておるのではないかと思つておりますが、なおいろいろ現地で問題等があるようであれば、私どももよく実情に即した指導をしていきたいと思っておるところでございま

す。それから期間の問題につきましては、これまた金を借りる側からすれば、一日も早く金が欲しいと考えられるのは当然でございますし、いまのよ

うな状況では特にそういう必要性が強いだろうと

るような私は指導をしてもらいたいと、これは特にひとつ申し上げますが、いかがですかね、この点。

○政府委員(岸田文武君) 私どももせつかく知恵をそぼり、また関係方面いろいろむずかしい折衝をした上でできましたこの制度でございますから、やはりこれが喜んでもらえるような使い方をすることが特に大切だと思います。特に制度の趣旨について説明があつたり、あるいは認識不足があつたりというようなことで末端でトラブルが起るというようなことにつきまして、私どもも十分事前に気をつけて指導をしていきたいと思っております。

○対馬孝且君 これひとつ長官ね、やっぱり金融機関の窓口の指導についてはやっぱり迅速多様に解決をするということ。二月も三月も投げられたんじや、これは対応にならない、はつきり申し上げて。それからあなたが何をどう言つたって窓口

段階でやっぱり弾力的な運用と、一つの抽象論にとどまつておるんだが、やっぱりいざ行くとそういうふうになつてないという仕組みですから、いま改善するようにしますと、こういうことですから、その点はひとつこれから期待しますけれども、ひとつの嚴重にもう一回示達を出してもらって、法

院委員(岸田文武君) これひとつ長官ね、やっぱり金融機関の窓口の指導についてはやっぱり迅速多様に解決をするということ。二月も三月も投げられたんじや、これは対応にならない、はつきり申し上げて。それからあなたが何をどう言つたって窓口

言つているのじゃないよ。ないが、やつぱり物の考え方だね。それはもちろん一番抵当、二番抵当、三番抵当という問題があるがたとえば担保物件を徴求する場合でも、たとえば土地あるいは建造物、そのほかに工場であれば機械、その他を含めてできるだけ本当に自分の中小企業がある程度一番抵当、二番抵当に入った以外でも、土地、建物を除いた、つまりある程度評価額としては非常に問題があるでしよう。あるが、たとえばそこの工場の機械なら機械というものが一台仮に三十万であると、それを評価した場合に五十万で見ていんじゃないかといいうようなことだと、私はそこだと思うんですよ、大事なことは。そういうある程度弾力的運用というのはそこを言つてあるのじゃないかと私は思うんだが、そこらあたりが――

ところが、実際に出先に行って、私は調べてきましたんだが、出先に行って、ある企業だけれども、言われてみたら、そんなもの問題にならない、そんな機械なんかとっても話になりませんと。いつもぱり上地、建物でなければ絶対だめだと、こう言って出先では担保物件を固定するというか、原則を守るというか、こうなつてしまつたらそんなものあるわけないんじやないかと言うのだ、今日の因高、こういう中小企業の実態の中で。たとえば機械などはあるいはそういう拡大できるある程度の資産のもの、そういう多少やっぱり間接的な資産なり、あるいは機械等、そういうものを全部ある程度担保物件としてみなしていただいて、そして対応していくだくという、こういう措置をとつと解説をつけてくれと。はつきり申し上げれば、中小企業は、解説をつけたものを行政示達文書を出してくれというのが中小企業者の声です。

よ。そこまでここでは申し上げませんが、私は少なくともそういう、いま私が言ったような土地、建物でなければだめだというような担保のあり方ではなくて、やっぱりそれによつてまつわる間接的な物件であれば、これは担保としてみなすと、こういうことが私は彈力的徵求という意味を言つてゐるのじゃないのか。そうでなければここであらわす意味がないんじゃないかと、こう考へるんですが、いかがなものでしようかね、この点。

○政府委員(岸田文武君) 担保物件の範囲に関連をして、実態を踏まえたお尋ねがあつたわけでございますけれども、私どもいろいろ貸付状況についてサンプルをとつて調査をいたしてみました。その結果を見てみますと、確かに主力は土地であり、また土地プラス建物ということになつておりますが、機械、設備を担保にとつておるという事例もかなりございますし、それから從来は余りやつておりませんでしたが、申し込み物件を担保にするというやり方も最近はかなりふえてきております。それから從来は遠隔地にある分工場、営業所、この辺はもう管理不可能ということですから手にしなかつたんですが、これも、しっかりとした企業ならば、そういうものもひとつ考えていこうというやり方も最近とつております。それから、中にはございますが、会社員の個人資産を担保に提供してもらうというようなやり方もやつております。この意味で、少しでも工夫をしながら一応担保物件として考へ得るものは、広く対象として考へていて、この方向で逐次改善を見つつあるという形ではないかと思つておるところでございます。

○対馬孝且君 ひとつ、私は無担保とは言わぬが、やっぱりそういうたとえばこの運用の場合の基準といふものを出していいんじやないか、出してもらいたいと私は思ふんです。その判断、判断で結論を出すんじやなくて、ある程度行政指導要綱と

ういう点でのひとつ指導をしてもらいたいと、これは特に申し上げます。これはこの前、同僚の森下議員からも厳しく言われた点ですから、この点、ひとつそういうものを検討してもらいたいと、これを強く申し上げておきます。

次に、この法案の中で、時間が大体詰まつておりますので、法案の一一番問題点は私は業種指定だと思いますんでですよ、業種指定。この法案でいきますと、業種認定が三つありますね。主務大臣の業種認定、それから産地業種認定、個別認定と、こう大体三つに分かれます。

そこで私は具体的な例を、北海道の例を一つ出しますよ。これは北海道では薩炭地誘致で企業誘致した皮革の加工製造業がございます。会社名はマイクラフト・オリエントという会社なんですが、これは資本金は一千万足らずであります。輸出手先はどこかと言いますと、これはアメリカ、カナダ、オーストラリア、西独、フランス、こういうところへ輸出して、最近はつたりまいつてしまつておると、こういうのが一つござります。それからもう一つは、これは率直に申し上げるんですが、北海道に下川鉱山というのがあるわけですね。これは直接の輸出産業ではないが、御案内のとおり銅というのは、ロンドン相場で全部これ左右されちゃうわけだ。ところが現在銅一トンがいまロンドン相場でいくと三十二万円だそうですね。ところがいま国内で銅一トン生産するには六十二万円かかる。結果的にロンドン相場で円高によるやつばり間接的な影響が出てきまして、どんどん銅が安くなつてくるものだから、ひいては国内を刺激してしまう。そのためにはことしこの下川鉱山が一体どうなるかということできわめて重大なビジネスに実は立たされていると、こういった問題が現実に出てきているわけですよ。

それから三つ目はスキー産業です。合板関係を産業としても大変だということになつてきましたので、ことしは恐らく個別認定というところで、

これ判断されるると思うんであります、ますこの法案の結みであるこりうものが教われなければ、私はこの法案が意味ないじやないかと、こう思うのであります、この点どうですか。北海道の血の叫びなんだよ。これだけはせひひとつやつてもらいたいといふ、これ強く訴えられておりま
す。

ぼくは例として出したんだが、大体指定業種はどれぐらい考へてゐるのか、それからどの範囲まで、個別認定をする場合の手たてはどうすればいいのか、この点をひとつお伺いします。

○政府委員岸田文武君 業種指定の範囲は、いま関係の業界及び関係の各省庁から資料を集めております、調整をして最後の段階まで来ております。大体全國業種として指定されておりますものが現在で五十九業種あるわけでござりますが、この五十九業種につきまして、大体倍ぐらゐの指定になるのではないかと思つております。そのほかに産地業種があり、それから個別認定があるという形でございますので、問題のありそうなところはなるべく前向きに拾つてしまひたいと思っておるところでござります。

具体的に幾つかケースを挙げて、それが対象となるかどうかという点についての見解を求められたわけでございますが、まず第一番にお尋ねのございました皮革加工製造業でござりますが、私どもは業種指定を行いますときには、業種全体での輸出比率が大体二〇%以上であるというようなことを一つの物差しとして考えていつてはどうかと思つております。したがつて、皮革加工製造業としてそういうふうになつていれば問題がないわけですがございますが、もしそうなつておりますせんでも、いまお話をのように、当該企業において輸出比率が非常に高いという場合には、個別認定として認め得る可能性が非常に高いのではないかと思つておるところでござります。

それから、第二番目に鉱山の問題についてお触れになられまして、円高の影響というのは、直接的な影響からそれに準する影響、さらに間接的な

影響まで非常に広がつてまいるわけでござりますが、いまお話のございました鉱山の問題は、ドル建ての建て値の相場の変動に伴つて、国内の値段も直接的に動いていくというような関係もござりますので、実質的にはやはり準する関係というふうに理解をして、何とかこれを前向きに考える工夫ができるものだろうか、そういうことでいま詰めておりますところでございます。

それから、三番目に御指摘のございました合板製造業につきましては、これは最終的にはまだお答えがしにくい段階かとも思いますが、大体地域指定をして取り上げていくという方向で作業が進んでいるようないま聞いておるところでございます。

○対馬孝且君 まあ、いま業種指定、例として二、三私は挙げただけであります、この種のものはまだ相当数あると思います。したがつて、ひとついま長官からお答え願つて、大体認定していただけるという前向きのお答えがございましたから、非常に北海道の方々も喜ばれると思うんであります、ともあれ北海道だけでなく、私の言いたいのは、先ほど業種が相当広範囲に考えられて、いるということでありますから、この指定の場合、ひとつ相當なやつぱり地域ごとの意見を十分にそんたくをされて、ひとつ広範な、何も便乗しろとかそういうことを言つているんじゃなくて、間接的な影響を受けた業種であつても、やっぱりこの法律を適用してやると、こういう前向きの対処をしてもらいたいと、こう考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 御趣旨はよくわかります。あと最後に一点だけ、簡潔にひとつこれはお答え願つて結構ですが、法人税の還付と地方税が一体どうなるのかという問題であります、この本法案によりますと認定中小企業に対する、欠損金を生じた場合には租税特別措置法により所得税

—

度の活力を生むのではないか。だから、前半は財政中心、後半は、財政ももちろん大きな役割りを果たしますけれども、民間経済に活力を期待していく、こういう形で年度間の経済運営を進めていくと、こういう考え方でございます。

年度に比べて八%は引き上げたい、こういうことを大きな目標にしておるわけであります。そして、先ほども申し上げましたように、雇用問題の安定を図りたい、こういうことを大きな政策の柱にしているわけであります。

加できないアウトサイダーについて、通産省はどういうふうにお考えか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) アウトサイダーにつきましては、アウトサイダーが十一社あるのでござりますが、これが自由に生産をいたしておりま

ももう少しやれり通産の方も少しかり指導していただきたい。インサイダーにおいても第三者者に、
よう毎日生産チャックが実は行われて、通産省の
指導に対し協力をしてくれるわけござります。
そういう点について、やはりこのインサイダーの

馬場富君　（ちばふくじん）　一九二〇年八月二十日
費の問題が取り上げられておりますが、国民総生産の五〇%を占めるだけに、私は今度の景気問題としては重要な項目であると思います。先ほども質問しましたが、経済の先行き不安の現状下で、國民は実は節約ムードがあり、消費というのになかなか進まないと、いう現状から推しまして、五十一

おきましても、そのような期待を持つておるところです。
○馬場富君　じゃ、次に、構造不況業種である平電炉の対策についてお伺いいたします。
平電炉の基本問題に対する五十二年度の産構審議会の答申をひとつ説明願いたいと思いまして

○馬場富君 先ほどの説明のアウトサイダーについて規制が実は昨年十二月一日より五十三年の三月三十一日までの期限つきで省令によって実施されましたが、これが発表されたわけでござりますけれども、これについて実は、アウトサイダーについては通産省が監視することになつておりますが、これにつきましてどのようなチェックがなされておるか。また、数量的にはどのような規制によつて、どのような変化が出てきたかを御説明願いたいと思います。

ましては、今後ともインサイダーからの不満が出来ないように、ますます監視を強化していくたいと思っております。

○馬場富君　また、この規制が実はしっかりと守られないとしてすると、先ほど話したようにやはり工業組合部内にも不満が起こりますし、それから規制に対する団結ということもやはりばらばらになつてくる。

それと、あわせましてもう一点は、三月三十一日までの期間については、今後どのように考えてみえるか。その点を質問いたします。

○政府委員(天谷直弘君)　三月三十一日で期間が切れた後延長するかどうか、ということにつきましては、三月になりましてから、小樽の需給状況、市況等を勘案して、公取等の意向もよく聞きながら、対処をいたしたいと考えております。

ことを言われる方が多いわけであります。しかしこれはもうしばらくすると様子が変わると用います。

と申しますのは、実は産業の操業率を見ます、五十一年度よりも五十二年度の方が悪いわけです。産業の操業率が五十一年度よりも五十二年度の方が悪いわけでありますから、したがいまして、その点はベースアップも非常に小さいわけでありますし、ボーナスも少ない。それから残業も少ないと、こういうことであったと思うんですが、五十三年度は、産業全体の操業率を少なくとも五十二

設につきましては、これを抑制するということ。
以上を骨子といたしました答申が出たわけでござります。
○馬場富君 その答申によりまして、通産省指定法人の
のもとに平電炉業界にあっては中小企業団体法による
より工業組合が結成されまして、昨年十月より数量
並びに価格等の調整が実は行われて、その実績を
上げておるわけでございますが、この組合にキ

がアウトサイダーに割り当てられておりまして、生産量で申しますと、十月は、組合員が四十六万トン、それからアウトサイダーが十八万トン、十一月は、イシサイダー一四六万トン、アウトサイダー約二十万トンと、こういうふうに推移をしております。

時措置法案について、新聞等では原案の手直しから報じられておりますが、これについての事情を説明してもらいたいと思います。

○政府委員(山口和男君) 構造的な不況業種についてもして設備廃棄、設備の処理等を中心についたとして対策を講ずる方向でただいま検討をいたしておりますが、先生御指摘のこれに対する法案につきましては、ただいま関係各省、公取等と内閣

につきまして調整をし、話し合いたしましたして詰めておる段階でございますので、ただいま内容につきましては御説明申し上げる段階にないの御了承願いたいと存じます。

○馬場富君 この平電炉の関係といたしまして、次に外務省にお伺いいたします。

五十三年度予算の政府案の中では海外一般商品無償援助について、平電炉で生産されております小型棒鋼が、海外低開発国よりの要望によつて考えられておるということを聞いておりますが、その額はどの程度でござりますか、御説明願いたいと存じます。

○説明員(中村泰三君) 海外の無償援助、これは外務省所管の経済開発等援助費ということでございまして、五十三年度におきましては総額三百九十億を計上しております。ただ、無償を含めましてわが国の経済協力は発展途上国の経済開発のための自助努力を支持するという立場から行われております。こういう立場からわが国の援助は、発展途上国のおよび要請に沿つた形で援助を行うということを基本方針としております。したがいまして、特定の品目を前もって定めるわけにはまいりませんが、途上国から小棒の援助要請があり、それが途上国において調達能力があり、かつそれが途上国の経済開発に役立つということであれば、当然援助対象品目として検討の対象になると思しますが、現在の段階では、この小棒のために幾ら金額的に用意してあるかということは、まだそういう状況でございまして、いま、まだここで明らかにする段階ではございません。

○馬場富君 総額について、大要をひとつ説明していただきたい。

○説明員(中村泰三君) 総額は三百九十億でござります。その内訳は、水産関係の援助が五十億、災害関係の援助が十億、文化関係の援助が三億、その他、わゆる一般無償援助と言われておりますのが三百二十七億、総額三百九十億でございます。

○馬場富君 それに関連いたしまして、この小型棒鋼については、私ども業界からも海外からの強

い要望があると、こういうように聞いております。

そういう点についても、今後も予算の中でこのこ

とは前向きに考えていただきたいと、こう考えま

すが、この点いかがでしょうか。

○説明員(中村泰三君) 先ほど申しましたよう

に、途上国側から小型棒鋼につきましての援助要

請があり、かつそれが途上国の経済社会開発に役

立つということござりますれば、私たちといたしましては、本件を援助対象品目として当然検討さしていただきたいと考えております。

○馬場富君 次にこの平電炉についての業界と

うのは構造不況に見舞われておりますけれども、また他方では、これは日本産業から出る実は

産業廃棄物の鉄くずの処理をしておる、いわゆる

産業廃棄物の処理施設も実は兼ねておるわけでござります。その点で、単にこれは廃棄のみを考え

は、何としてもこれは国を挙げて考えていかなければならぬ私は問題であると思ひます。こういふことを見通しによりますと、昭和五十二年では、大体鉄

鋼業の生産は一億三千万トン程度に達するものと

いう見通しのもとに、鉄鉱石、それから原料炭等

の手当てをやつておるわけでござります。したが

いまして、そういう国際的な約束を履行するため

に、現在ではどうしても過剰なほどの鉄鉱石、原

料炭を買わなければなりませんので、したがつて

鉄くずに対する需要がはかばかしくないといふよ

うな問題が出ておりますが、長期に考えますと、

この平電炉の不況の解決について大臣はどうな

見解を持ってみえますか、お尋ねしたいと思いま

す。

○國務大臣(河本敏夫君) 平電炉の基本的な構造改善計画につきましては、いま天谷局長が申し述べたとおりであります。その線に沿つて進めていきたいと思っております。その間、平電炉製品を一部の海外援助に使っていくということも、先生おっしゃいましたような国内鉄くず処理の健全な発展を図つていただきたいというふうに考えます。

○馬場富君 次に、提出法案について質問いたしました。

今回のこの法案は、中小企業の対策につきまし

て細部にわたつて対策が考えられております。こ

れは非常にわれわれも喜ぶべきことでござります

が、具体的な実施のあり方について、実は法の趣旨、精神を理解しての対策の優先が、今までの対策の段階では非常に弱い点が多いという点が考

えられるのでござります。そのため完全に中小企業の救済に役立つてないという、そういう細部の点がございまして、この点について私は現場のかつたならばどうなるかと考えたときに、これは

大きく言えば、私は産業廃棄物の処理施設でもあ

ると、こう考えていかなければいけないと思うので

す。そういう点で、やはりこの業種の対策につき

ます。

今回の法案も、現場の中小企業者を不況、円高

より守るために絶対に必要な私は対策であると考

ます。

○馬場富君 その点で先ほど申ましたが、構

造不況業種とあわせて、これは、そういう日本の

鉄くずという産業廃棄物が、これが処理なされなかつたならばどうなるかと考えたときに、これは

申し上げましたような趣旨を少しでも反映するよ

うに努力をした次第でござります。

○馬場富君 次に、この法案の中で信用保険制度の限度枠の拡大がなされておりますけれども、こ

れにつきましても、現在この保証によって一般市

中銀行で制度融資の貸し出しがなされておるわけ

でございますが、これにつきましても、この窓口

ましては、国内でできる二千五百トンの鉄くずの処理につきましては、やはりこれに対する需要や、そういうことは当然これは最優先にやはり考えていかなければいかぬと、こういう考え方で、私はこれは臨むべきだと思うのですが、ひとつこの点はつきりと御答弁を願いたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 現在、鐵鋼業界は一億トン前後の異常な低操業に陥つてゐるわけござります。しかしながら、昭和四十七、八年ごろの見通しによりますと、昭和五十二年では、大体鉄

鋼業の生産は一億三千万トン程度に達するものと

いう見通しのもとに、鐵鉱石、それから原料炭等

の手当てをやつておるわけでござります。したが

いまして、そういう国際的な約束を履行するため

に、現在ではどうしても過剰なほどの鉄鉱石、原

料炭を買わなければなりませんので、したがつて

鉄くずに対する需要がはかばかしくないといふよ

うな問題が出ておりますが、長期に考えますと、

この平電炉の不況の解決について大臣はどうな

見解を持ってみえますか、お尋ねしたいと思いま

す。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、昨年の夏以

降円高問題が非常に大きな影響を中小企業に与え

るようになりますので、やはり機敏に対応策を

取りこの細部にわたつての徹底ということは、なか

なか困難な要素もござりますが、そういう点につ

いて具体的な実施に対する配慮はどのようになさ

れておるか、その点を質問いたします。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、昨年の夏以

降円高問題が非常に大きな影響を中小企業に与え

るようになりますので、やはり機敏に対応策を

取りこの細部にわたつての徹底ということは、なか

なか困難な要素もござりますが、そういう点につ

<

事務が実はばらばらで、そしていまだにこういうものに対する歩みや拘束預金や、中にはこの信用保証による融資にもかかわらず、二重の担保をとつておるという実例なんかも、現場でわれわれはつかんでおるわけでございます。このようではいかなるりばな対策がなされても、この融資の価値というのが薄らいでしまう、こういうのが現場の実情でございます。そういう点で特に不況で困つておる中小零細企業ほど、この一般銀行の窓口に対する目は厳しいわけです。そういう点について、やはりこの制度を実施するに当つて、行政側が厳しく、関係金融機関についても徹底してこれは実施しなきゃ、この効果は窓口に行つて、現場に行けば薄らいでしまう。この点、どのように考えてみえるか、ひとつお考えを。

○政府委員(岸田文武君) いま御指摘ございましたように、私どもせっかく用意した制度でございますから、生きて使えるように工夫を加えていかなければならぬと思っておるところでござります。

担保の問題についてお話をございました。確かに貸す側にしてみれば、金融という制度による以上、担保なしで大きな金を貸すということについてちゅうちょがあろうかと思ひます。特に窓口の担当者としては、慎重になるというような傾向も一面ではあるかと思いますが、ただ、せっかくこういう制度を用意をして、円高の問題を切り抜けていこう、切り抜けていくことによって長期的に何とかなる中小企業というものを育てていこうと、こういうのが本当のねらいでございますから、そこはやはり、実情に即したような彈力的な解決を図つていかなければならぬと私ども思つておるところでございます。こういう面につきまして、從来担保の微求の弾力化ということについて一般的に指導をしておりました。しかし、もう少しブレークダウンをしまして、評価の方法について、あるいは担保微求の範囲につきまして、それらをもう少し碎いた通達を先般用意をした次第でござります。

ただ、それにつきましてさらに具体的なケースになりますといろいろ問題も出でこようかと思ひます。こういった点につきましては、この法律を施行するに際しまして改めて注意を喚起し、いま御指摘のような問題が、少しでも解決できるよう努力をしていきたいと思っておるところでございます。

○馬場富君 次に金融上の特別措置について、現在政府系金融機関三機関の無担保による融資をされておりますけれども、これはどのように考えてみえるか、国金、商工中金、中小企業金融公庫等があわせて説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 無担保融資と申しますと、まず代表的な金融機関としては国民金融公庫

が挙げられるのではないかと思ひます。国民金融公庫につきましては、御承知のとおり、無担保貸付限度を昨年の四月に三百万円から五百萬円に引き上げております。これは念のために申し上げておきますが、いま無担保貸付限度と申しましたのは、正確には支店長限りで無担保でもやつてよろしいという限度でございます。したがいまして、個々の細かいケースになりますと、五百万円以下でもやはり相手の信用状態等をかんがみて担保を立ちよだいしなければならないという場合もありまます。おおむねいまのようなことを頭に置きながら、うまく運用するということで指導をしてまいりまして、その結果といたしまして、国民金融公庫の場合は件数で約九五%、それから貸付金額で八七%が現在無担保で融資をされておるというところにまつてあります。なお、国民金融公庫におきましては、御承知のとおり小企業等経営改善資金の扱いをいたしております。これは無担保、無保証という形になつております。

それから、中小企業金融公庫の場合は、これは事の性質が設備資金であり、長期運転資金であるということからしまして、無担保はむしろ例外でございまして、何らかの形で担保をちょうだいいたすというものが主流になつておりますことは御承知のとおりでございます。こういった場合につきましてはおよく私どもフォローをし、そして

きまして、少しでも実情に即したような担保微求ということにつきまして、先ほど來御説明いたしましたとおりのように、注意を喚起し、また指導してまいりたところでございます。

○馬場富君 特に、中小企業金融公庫の一般市中

すけれども、こういう点についても、実は直貸しまして、少しでも実情に即したような担保微求

ということにつきまして、少しだけ実情に即したような担保微求

といふことをいたしております。ただ、私どもも、それがどうかといつて、やはり実情に即したようなうまい解決方法をその都度見つけていかなければならぬことは言えない性格でございますが、ただ、それだからといって、やはり実情に即したようなうまい解決方法をその都度見つけていかなければならぬことは同様でございまして、この辺の実態につきましてはおよく私どもフォローをし、そして

適切に運営ができるよう指導をしてまいりたいと思います。

○馬場富君 今回の業種認定によりまして、中小企業の為替運動対策緊急資金あるいは事業転換資金が政府系三機関より行わるのでございますけれども、現状は、この長期不況と半年以上にも及ぶ円高の波動によって、中小企業の経営というの場合はやはり大きい金額、二千五百万円以上ですから、これは当然でございますけれども、市中銀行についての小口についてはかなり小金額あります。そういう点についても、実は直貸しまして、少しでも実情に即したような担保微求

といふことをいたしております。ただ、私どもも、それがどうかといつて、やはり実情に即したようなうまい解決方法をその都度見つけていかなければならぬことは言えない性格でございますが、ただ、それだからといって、やはり実情に即したようなうまい解決方法をその都度見つけていかなければならぬことは同様でございまして、この辺の実態につきましてはおよく私どもフォローをし、そして

るべきだと、私はそう思うが、どうでしょうかね。小企業の置かれた環境、それらを総合的に勘案しなければならない問題だらうと思います。やはり無担保ということは、ある程度小口であつて、そして、一々担保徴求と、いふようなことをやつておつては手間もかかるし、また実情にも即しない。こういう場合に対応して設けられた制度でありますから、この限度の再検討をするというのが筋であろうと思います。確かに御指摘のように、中小企業の側の条件といふのが遂次変わってきておりますことも事実でございますが、ただこういふ無担保の制度といいますか、無担保の限度を設けました趣旨に照らしまして、もう一度事態の推移を見ながら、私どもも機敏に対応していきたいと思っておるところでござります。

たいと思っておるところでございます。この業種の選定に際しましては、各業界あるいは各所管官庁に依頼をいたしまして、必要な資料を提出をしていただき、いまその整理をいたしておるところです。御趣旨の点は私どももよく理解をいたしておりますので、問題がある、円高によつて相当の影響を受けそうだというような業種については、これを拾つていくという考え方で処理をしていきたいと思っておるところでござります。

○馬場富君 同じく業種指定につきまして、織維や雑貨等については、いま逆輸入の問題で円高の逆差というのが非常にあらわれております。そのため輪人品の価格が低下して、やはり織維、雑貨等については国内製品の販売と製造についても大きい打撃を受けておられます。だから、昨年の一月ごろのドル三百円当時の状況から推しますと、一枚のシャツでもやはり六百円の物が現在は逆輸入の関係では四百八十円で入つておる、こういう現状です。そして、そのためこれがやはり国内の商品に大きい圧迫感を与えておるわけでございますが、これは、このいまの法案の立場からいけば逆でござりますけれども、こういう商品や業種に対してこの点でどのようにお考えになつておるかお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 円高の影響をまず一番端的に受けますのは輸出産業、特に産地産業とということになるらうかと思います。たゞ、円高の影響というのを広く考えてみると、輸出が出なくなつたために内需にあふれ出して、内需で過当競争が起つるとか、あるいはいまお話しございましたように、輸入が促進された結果、間接的に影響を受けるというような場合まで広がつてまゐるわけでござります。この法律は、いわば直接に円高の影響を受ける、あるいはそれに準ずる事態を対象とした立法でございまして、当面考えられる対策をそこに集中的に行うということとから考えた次第でござります。

そらは中しましても、広い意味でいま中小企業はいろいろの経済情勢の変化から苦しい状況に

陥っていることは十分承知をいたしておるところです。いまして、こういった広い意味の問題に対応いたしましては、この新しい立法と離れましても、既存の中小企業対策というものを集中的に活用して、問題を一つ一つ解決をするということのために、今後とも努力をしていく必要があろうと思つておるところでございます。

○馬場富君 いまの問題は現状の立場からいくとちょっと無理だというような答弁でござりますけれども、今後の段階として、やはりこれは同じよう立場の被書でございますから当然これは考えていただきたいと、こう思ひますが、その点もあわせて答弁願いたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) いま申し上げました円高の影響を、非常に間接的なものまで考えてまいりますと、実は円高による影響あるいは不況による影響、さまざまなもの、これらを区分してなかなか考えにくい、そういうしたことからしまして、この法律の対象として取り上げることは避けた次第でございます。

ただ、現実に業種ごとに実情を見ておりますと、新しい経済環境の中で、どうやってこれから生き延びていくかということについて大きな悩みを持つておられる業種がたくさんあることもまた事実でございます。そういう業種につきましては、それぞれその問題の起つてきた背景は何であるか、その問題を解決するためにはどうしたらいいのか、こういちことを勉強をし、そしてそれに必要な対策を適時打ち出していくということが当然必要であろうかと思っております。これは今後どのように与えられた課題であると考えまして、問題の起つておる業種ごとに私どもも勉強していくたいと思つております。

○市川正一君 私は、この法案が円高不況に苦しむ中小企業の関係者、その深刻な要求が一定程度反映されているものとして、これを是としてこの質問に立つておるわけですが、同時に、二層この内容を充実させていく、かつまた、ここに提起されている問題だけでは解決し得ない問題に

対して、どう考えるかという御見解も伺うと思います。

当然、法案に関しての、あるいはそれに即しての、言いがえれば円高問題、中小企業問題でありますので、そのつもりではあったのですが、先ほど大臣の方から、今日の課題として二つの点を指摘され、産業全体の操業率を高め、雇用率を高める点が第一だ。第二は黒字基調の調整という点をお述べになつたんですねが、私は今度の予算案、そしていまの福田内閣のとっている基本経済政策の姿勢から、特にきょうのこの法案に関して申しましたならば、真に中小企業を救済し、そしてその営業を守り発展させていく立場、そしてその効果というものが、その中に貫かれているのかどうか。

具体的に申しますならば、私ども今度の予算案の中でも、代表質問においても提起をいたしましたけれども、今日の円高問題の真の原因といふのは、確かに外因といいますか、外からの要因もある。しかし根本的には国内的な要因、特に大企業において、世界に類のないような低賃金、労働強化、さらには低福祉、こういう激しい搾取、収奪の上にいわゆる円高問題というのが成り立つておる。そして中小企業の猛烈な単価の切り下げ、それに対する犠牲のしわ寄せというふうな問題があるわけでありますが、そういう問題に対しても、十分こなえていふように大臣はお考えであらうか。そしてまた、今度の予算案の内容が、そういう立場に立つて組まれているかどうか。この点についてまずお聞きいたしたいのであります。

○國務大臣(河本敏夫君) 私は、先ほど一般的な景気対策をいたしまして、産業の操業率を高め、雇用問題の安定を図ることと、それから国際収支の調整問題を挙げたわけありますが、同時に、景気対策全体をいたしましては、このような一般対策のはかに、構造不況収容対策と中小企業対策、この二つを強力に進めていくことが必要である、こう思っております。でありますから、一般対策

とそれから個別対策と、この二つを並行して進め
る、こういう考え方で産業政策というものをやつ
てはきたいと思っております。

○市川正一君 その一般対策と個別対策というのには、必ずしも切り離されたものじやなしに、基調があると思うんですが、私は、今度の予算案全体が、確かに公共事業に大盤振る舞いとマスコミも申すほどの、総量としての増加が見られているわけですが、しかし、実際にその中身を見ると、依然として大企業本位の大型プロジェクトにその予算がいわば投下される。そして、その効果といふものが実際に中小企業に波及して及ぶのかどうか、その点、私非常に疑問を持っておりますが、

○國務大臣（河本敏夫君） 産業政策の立場から言えども、私はどうぞ考へて下さい。これがありますと、今回の予算、建設投資は非常に大規模なものでありますけれども、大型プロジェクトは私は比較的少ないと思っているんです。大変その点は不満だと思つております。景気対策上から言えば、もつともっと大型プロジェクトをふやすべきである、このように思つております。したがいまして、大型プロジェクトに偏重しておると、こういうことはありません。

それから、これだけの大規模な建設投資をするわけでありますと、できるだけ中小企業の方に仕事が回るように、積極的に配慮をしていかなければならぬと思っております。五十二年度は中央開発係の仕事の三五%強を中小企業の方に回すことを目標にしておりますが、五十三年度はこれをもつと

的に差別化されるわけではありませんが、大蔵省の方で、それで党首会談のときにも、宮本委員長が、この点組み——一つは生活密着型の公共投資を、もうと大きく公共投資の流れを変える立場からふやすべきであるという点と、同時に国民の購買力を高めしていく措置という二本柱の提案を行つておりますけれども、この点では、たとえば現に雇用の問題をいま大臣がおっしゃったけれども、最近の労働白書その他をとつてみても、この二年間に製造業全体で生産性が二一・七%、生産が二二・三%増加しているにもかかわらず、雇用は逆に五・一%減少しておるという例に示されるように、私は生産基盤型の公共投資、そのいわば波及効果あるいは雇用効果、あるいは省エネルギー効果等々と見てみまして、いままでの大型プロジェクトあるいは大企業本位のそういう公共投資に比べて、むしろ大きな効果を上げておるということを経済企画庁の資料によつても立証されているわけであります。すが、こうした立場に立つて、特に中小企業の問題、後で官公需の問題、いま大臣触れられましたので、私も申し述べるつもりであります。もし、そういう立場でおありだとすれば、その方向に向かって一段と改善措置をとり、対策を強化するというお考えであるかどうか、念のために再度お聞きしておきたいと思います。

資料によりますと、円高による輸出関連中小企業への影響といふものは、二百四十円台の為替レートで採算がとれる中小企業の輸出品は、特殊ルブを除いて皆無であるというふうに述べております。また、中小企業庁が去る一月二十四日に発表しました円高の産地に与える影響についてどうものによりますれば、なおその深刻な事態ができますます進化しているというふうに明らかにしておりますが、そういう点から見ますと、今回のこの措置法案の内容というのは、まだ多くの点で不十分さを持つていると言わざるを得ないのであります。そこでまず指定業種の内容についてお伺いいたします。

先ほど来御答弁がありましたように、現行の同様の業種でござりますと、それ以外に金融制度の指定業種は五十九業種でござりますけれども、私どもの調査によりますと、それ以外の業種で同様の、あるいはそれ以上の深刻な事態が陥っているところも少なくない。私たまたま阪の方にもいろいろ行き来がありますので、大阪府の方で、政府の指定業種だけでは対策が行きかないために、独自に指定を行っているのが幾つかござります。たとえばみがき錆鋼の製造業あるいは伸線の製造業、金屬線製品製造業、ボルト、ナット、リベット、小ネジ、木ネジ製造業、玉受け製造業、あるいは自転車・同部品の製造業、建築用金物製造業、洋がさ・同部品製造業、ガス・同製品製造業、魔法びん製造業、こういう

○政府委員(岸田文武君) 先ほども申し上げま
るまでのいろいろ要求が出ているようあります。
先ほど長官の御答弁では、現行の約二倍程度
したいというふうに伺つたんであります。が、い
申し上げたような業種は、当然今回の指定に入
るものというふうに考えておりますが、いかがで
ざいましょうか。

いま最後の詰めを行つておりますので、これが入る、これが入らないということをいまの段階で的確にお答えできないわけでござりますが、私どもは先ほどお話し申し上げましたように、大体輸出比率二〇%ということを目標いたしまして、各方面から要望のありますものは極力拾っていくと、いうことで作業を進めておるところでござります。

なお、申し上げるまでもないことですが、全国で一定の基準に達していないということでありましても、産地としてみれば相当な輸出比率があるというときには、そういう指定の仕方も考えておりますし、またそれでいなければ、個々の企業としては非常に輸出比率が高いんだというような場合には、個別に認定をするという道も御承知のとおり、法律で用意をいたしておるところでございます。したがいまして、私どもも実態をさらに聞きまして、問題のないように善処をしていきたいと思っておるところでございます。

なお、御承知のとおり、各都道府県なりあるいは市町村におきまして、この円高の問題に対応して、特別の制度融資をつくっておられるところがかなりの数に上つております。それらともよく連携をとつて、少しでも幅広く対応ができるようについてのことについて、心がけていただきたいと思っておるところでございます。

○市川正一君　いま申し上げました業種は一例でありますけれども、積極的立場で善処される点をお答えいただいてそのように期待いたしておりますが、いまお答えの中にありました個別企業の問題でございますが、次に、衆議院での審議院の様子をうかがいますと、沖縄の基地閑絶小売業者と近海海運業の二つに何か限られるような、限るといいますか、しぶるような見解を承つたのであります。が、この問題は狭く解釈するんではなしに、当然円高で直接、間接の被害を受ける業種が広く対象にさるべきだというふうに考えるのあります

いと存じますが、この点いかがでござりますか。
○政府委員(岸田文武君)　円高によりまして、最も直接的な影響が出てまいりますのは輸出でござりますが、それと準ずるような事態を政令で拾つてお

てまいりまして、そういう点についても問題解決でお役に立てるようという工夫を、第三号の中用意をした次第でございます。この内容はいま詰めております最中でございますので、衆議院でも出ましたように、近海海運の問題、それから先ほどちょっとお触れになりました勘定の問題、そ大体こんなことが具体的に私どもの耳に入ってきたておりますので、そういった点などはカバーできるような工夫をしてみたいと思っておるところでござります。

○市川正一君 次に、今度の法案の中の一つを中心対策であります金融措置についてお伺いしたいわけであります、私各地回りました、また、各業界の代表の方といろいろお話を中で、今日のように不況が長期化するもとの円高でありますから、その与えていた影響は深刻であります。そこで、各地の業者からは、この金融に関して申しますと、企業借金、借入金の返済猶予、利子補給をして、その間の利子は免除してほしいといふ要求が非常に強いわけです。この点については衆議院の審議で政府側の見解として、前回のいわゆるドル対法のときもこれでやつたので、今回これでやれるという趣旨の見解を伺ったよう聞いております。もしそうだとすれば、私は、今日の中小企業の深刻な実態といふものに対する認識といいますか、これが余りにもかけ離れていると、いうふうに考えます。

たとえば、私もお会いいたしましたけれども、世界の金属洋食器の総需要の半分以上を占めている燕市の金属洋食器の業者の要求は無利子、三年以内に求めておりまし、また、無担保でせめて二年据え置きで十年償還、こういう特別緊急融資を切実に求めておりまし、この四国の愛媛今治の造船、あるいは織維の業者、それから、じかに私ども

会いましたが、和歌山県の田辺市のボタン業者、あるいは和歌山県高野口の特殊織物の業者、いろいろ一つ一つは申しませんけれども、そういう一切実な要求に見られるように、六年前のドルショヨン

○時とはさらに事態は深刻に進展しておるといふこと、悪化した状況のもとで、こうした実態に対応しないために、政府に求められていると、ころだと考えますが、この問題について大臣並びに長官の考え方、ぜひ承りたいと思うのですが、いかがござりますか。

○政府委員(岸田文武君) こういう不況になつてまいりますと、中小企業の経営においては金利の負担ということが非常に大きな問題になつております。特に、円高の問題が起つて以降、こういう問題が私どもの耳にもいろいろ聞こえてくるうな実情でございます。

そこで、まず円高に関連をする緊急融資につきまして、金利を少しでも下げようということで年末の予算折衝において大蔵省とともにいろいろ調整を図りました結果、今回御提案申し上げておりますように、実質的には当初三年間は五・五%，三年を超えるものにつきましても六・二%という特利を適用することにいたしました次第でございます。この五・五%という金利は、住宅金融公庫等の特典の事例を除きましては、特利としては最も低い水準であると私どもは理解をいたしておりますし、いまお話の中に出ましたドル対法のときの金融融通がたしか六・二%と六・五%でございましたので、それに比べれば格段の前進あると考えております。いまの段階では望み得るできるだけの努力をいたしましたという感じでございますので、この辺はぜひ御理解を賜りたいと思っておるところでございきまます。

それに関連をいたしまして、それでは新規のものはともかくとして、既往のものがいろいろ問題があるのでないかという点、恐らく御指摘になられたのではないかと思います。この点につきましては、まず既往の債務の返済猶予の問題というの一つ問題がございます。これにつきましては、

従来からなるべく相手の実情をよく見て、長い目で見て生き延びていける企業であれば、そこは強力的にやるようなどうことで指導をしてまいりました。政府系三機関の返済猶予の実績は五十一

年度で約四万件に達しておるところでござります。五十二年度は恐らくそれよりもっと多くなつただいと思います。それと同時に、あわせて既往の借り入れについての金利の問題、これがやはり昨年いろいろ問題になつておりまして、昨年十月度ございましたか、十一月でございましたか、特に不況業種について赤字経営をやつておるというところにつきまして、既往金利の軽減措置を実施してまいりました。ただ、第一次的にはやはり新規の金利を下げるというところに最大の重点を置いております。私どもも、資金コストが下がればそれを極力中小企業に還元するということで指導をしてまいりました。ただ、第一次的にはやはり調整を図るというようなことがやはり本筋なのでないかと思っておるところでございます。

○市川正一君 以下、少し具体的な形でお尋ねしたいのですが、たとえば、企業倒産に関連する下請中小企業の債権を確保して、その經營を守るという問題についてなんですが、御承知のように下請中小企業の方々は、今日いわば納品と言いますか、納めた品物の代金の中に、そこに働く労働者の賃金も含めておるわけですが、それが長期の手形で受け取つておるケースが非常に多い。そこで多くの中小企業や、あるいは地域的に大きな影響を与える企業が、倒産などによって労働者の賃金部分、あるいは下請中小企業への支払い部分に支障を来たすというようなことが起つた場合に、その倒産企業に対して國の保証措置を考慮しながら銀行や商社の協力を求めて、一時的な上げ金上で長期低利の融資を行つて、特に労働者の未払金に充てるとか、あるいは中小下請企業へ振り出している手形を現金化させるというような措置を

考えることはどうだ。
たとえば、今治の波止浜造船が先ごろ倒産いたしましたが、数百社に及ぶ下請中小企業が危機に直面しております。先年函館ドックに対しては特

別に融資したな上げの措置がとられましたけれども、波止浜造船のような場合、これは非常に事新しいのであって取り上げますが、政府が必要な施策を講じて、下請中小企業、特に零細の下請業者のお見えになつておりますので、運輸省並びに通産省の御見解を承りたい。

○説明員(間野忠君)ただいま御指摘の波止浜の件でございますけれども、波止浜に限りませず一般的に中小あるいは下請の場合に、手形で支払われておるケースが多いことは事実でございます。それで、これが倒産に至りましたような場合には、倒産関連企業というものに指定していただきまして、中小企業信用保険公庫から倒産関連企業とすることで保証枠をふやしていくべきとして、金融の措置を講ずることを原則的にはやっておるわけでございます。

いずれにいたしましても、倒産あるいは倒産に至るような経営状態になつたという場合には、金融措置が非常に重要なことは御指摘のとおりございまして、われわれもいたしましても、函館に限らず波止浜の場合もそうございましたけれども、政府系金融機関からの設備資金の返済猶予といふようなこと、あるいは政府関係の三機関からの緊急融資といった問題については、地方で通産局、財務局あるいは日銀といったところの御協力も得まして、一応個別に対応しておるところでございます。今後につきましても、行政機関もいたしましてどこまで介入できるかというような問題はあるかと思いますけれども、まあ從来どおりこういった関係機関との連絡を密にしながら、できるだけのことをやってまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(岸田文武君) いま倒産企業の下請の問題を御指摘をいただいたわけござります。この問題につきましては、御承知のとおり、従来から倒産関連の保証制度あるいは昨年できました倒産対策の緊急融資、こういったことでできるだけ問題が広がらないようにという努力をしてきたところでございます。

ただ、こういった問題についてもっと基本的な対応策はないかということをいろいろ考えました末、昨年秋御審議をいたしました倒産防止共済法といふものを創設をすることにした次第でございまして、これが四月一日から実施になれば、いま御指摘のような問題についても大きく改善できることになるのではないかと思っておるところでございます。

具体的な事例として波止浜の例を御指摘いただいたわけでございます。私どもも昨年の末におきまして、大きな事件としまして、現地に早速対策本部を設け、また中小企業庁からも二度にわたり担当官を派遣して、実情を把握しながら対策の指導を行つておるところでございます。

私は、やはり下請の方々のお気持ちを察してみますと、まずはやはり仕事がほしいということが基本なのではないかと認識をいたしております。また、仕事についてある程度のめどがあり、そして企業として存続できるというような将来性が保たれるならば、金融の方はおのずからついてくるというような関係にあるらうかと思ひます。その意味におきまして、下請の方々がどうやってこれから仕事を確保していくのか、こういう点をまず第一に現地の対策本部でも気をつけて指導するようになります。しかしながら、何とか金銭の面につきましては、いまだ倒産共済ができるわけではございませんので、現在与えられておる各種の手段をうまく組み合わせまして、県当局とも打ち合わせをしながら、何とか問題が広がつていいかなどといふこと、また本当に困つておる方が少しでも助かるというところへ近づけるように、今後工夫をしてまいりたいと思つ

ておるところでございます。

○市川正一君 関係の下請業者の方々、またそこに勤めている人たちの実態というのは、本当にうきょう、あすの問題になつてゐるわけですね。だから、私は、そういう点では抜本的な措置と同時に、いろいろの対策をもつと具体的に政府としても詰めるべきじゃないかと。こういった小零細業者の債権には、先ほども触れましたが、労働者の賃金を含んでおりまし、また業者にとっても生活費そのものであるという点から、たな上げ債権、不渡り手形を現金化してほしい、もちろん将来的の仕事のことも、きょうあすの不渡り手形の現金化という問題があるわけですね。

そこで、そういう要求にこたえるために、融資による救済措置ではなくて、倒産企業に対する債権やあるいは不渡りになった受取手形が現金で確保されるような制度、そういう政府としての措置ですね、こういうものが行われる必要があるんじゃないかと。この点だととえば小零細業者の受取手形について一定限度の枠で、たとえば二百万円とか三百万円とかの枠で中小企業信用保証協会がこれを保証する。そして銀行で現金化する。銀行には保証協会が代位弁済して、債権は保証協会が監理し、手形の振出人に請求するような、いわば受取手形保険制度といふやうなものをしてくるといふ一つの発想であります。こういうやうないわば切実ないまの深刻な事態に対応する措置を、

○政府委員(岸田文武君) とつさの御提案でござりますから的確なお答えができるかどうかわかりませんが、私がお伺いしておきました感じたことは、現に保証協会、各地の保証協会の実情を見てみますと、取引先がつぶれたというようなことから大抵赤字に悩んでおりまして、これをいかにして健全な形に持っていくかということで私ども腐心をしておるという状況からしますと、なかなか新しい、御提案のような非常にリスクの多いことを

保証協会の業務とし得るかどうか、大変問題があるのではないかという感じがいたしております。

○國務大臣(河本敏夫君) 官公需の中小企業に振り向けております比率につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。この中央の分ですべて、こういったものを考えてみてはといふようなこと、第二としては考えられるかもしませんが、そういった場合にも、これは悪意の選択を防止することがかなり問題があるのでないか。これは倒産防止共済法をこの委員会で御審議いただきときにいろいろ御議論の出てきた問題でございますが、いまの段階で、そういうことを止め、仮にそれができましても、相当膨大な保険料を要するというような形になるのではないかといふ点が懸念をされるわけございます。いま申し上げましたことはとつさの感じでございまして、私ども倒産の実情については今後ともいろいろ知恵をしほっていかなければならぬと思っておるところでございますことは、申し上げるまでもないことでございます。

○市川正一君 いまの問題は一つの発想ではありますけれども、いろいろの形でやはり、とにかく融資してもらえば返さなければならないわけで、立ち上がるにも立ち上がりれないというような状況に、多くのそういう中小零細業者がある中での対策として、最後にもう一、二見解を伺いたい問題もありますが、当面の中小零細業者の生活を守る立場で、いわば仕事がしたくてもないというもとでの状況で、たとえば先ほど申し上げた造船業界の例をとつても、いろいろ中型造船会社が受注しておった分野に大手の造船会社が介入してきて、いわば横取りをしているといふうな例もございます。また、官公庁の船の建造を、中小造船

会社に優先的に発注するなど、先ほど大臣の方から官公需の問題について若干の発言がございまして、いわばこういう分野における分野的なかつたが、いわばこの

あるいは仕事の確保の措置について、あるいは官公需を少なくとも先ほど三五%とおっしゃいましたが、五〇%以上に引き上げるといふような積極措置について、特に大臣の所見を伺いたいのであります。

○國務大臣(河本敏夫君) 官公需の中小企業に振り向けております比率につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。この中央の分ですべて、こういったものを考えてみてはといふようなこと、第二としては考えられるかもしませんが、そういった場合にも、これは悪意の選択を防止することがかなり問題があるのでないか。これは倒産防止共済法をこの委員会で御審議いただきときにいろいろ御議論の出てきた問題でございますが、いまの段階で、そういうことを止め、仮にそれができましても、相当膨大な保険料を要するというような形になるのではないかといふ点が懸念をされるわけございます。いま申し上げましたことはとつさの感じでございまして、私ども倒産の実情については今後ともいろいろ知恵をしほっていかなければならぬと思っておるところでございますことは、申し上げるまでもないことでございます。

○市川正一君 いまの問題は一つの発想ではありますけれども、いろいろの形でやはり、とにかく融資してもらえば返さなければならないわけで、立ち上がるにも立ち上がりれないというような状況に、多くのそういう中小零細業者がある中での対策として、最後にもう一、二見解を伺いたい問題もありますが、当面の中小零細業者の生活を守る立場で、いわば仕事がしたくてもないというもとでの状況で、たとえば先ほど申し上げた造船業界の例をとつても、いろいろ中型造船会社が受注しておった分野に大手の造船会社が介入してきて、いわば横取りをしているといふうな例もございます。また、官公庁の船の建造を、中小造船

会社に優先的に発注するなど、先ほど大臣の方から官公需の問題について若干の発言がございまして、こうして仕事がなくなつた、あるいは不渡りを受けたといふうな状況のもとで、かつまた事業転換にもなかなか乗りにくいといふ状況のもので、私は当面生活できるような、いわば休業補償といふことを政府としてとる必要があるんじゃないかといふうに考えますが、こういう点について、ますお聞きしたい。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業が需要構造の変化から仕事の量が減ってきた、こういう場合に一体どう対応するかということをございますが、たとえば今回の円高の影響調査を見ておりましても、一方ではこの際合理化をして切り抜けていこう、あるいは新しい製品を生み出していこうといふような対応もある反面で、御指摘ございましたように、やはりもう少し雇用の調整を図るとか、あるいは休業で当座をしのぐとか、こういった対応に迫られている企業もかなりの数があるのでないかと思つておるところでございます。私どもはそういういた場合に、一体どういう対応が考えられるかということを考えてみると、やはり当面は金融でしかるべきつなぎをしながら、もう少しやはり根本的なあり方をこの際考えていく。そしてそういう方向に即するような手だてを救援をしていくということが、いま考えられる手段のではないかと思つておるところでございます。

○市川正一君 私は緊急のやはり問題と同時に、それが制度的に中小零細企業をやはり保護し、そして日本のいまの産業構造から言って、欠くべからざる位置づけをやはり前進的に見守っていくといふ点から、いま休業補償といふような問題を出しましたが、たとえば下請け小企業安定基金制度というふうな制度を想定して、そしてたとえば操業が半分になつた五割になつたという場合には、それに対して一定の補償をする。特にそういう場合に、構造不況業種に対する関係の大企業、大商社あるいは大銀行の責任を明確にして応分の負担をさせるという形で、中小零細企業の経営と生活を守る措置を、私はそういう点こそ、いまこそ政府がやっぱり英断をもつて臨むべきだ、そういう制度的な方向をもつと研究し、直接に、じかに中小零細業者の要望や意見もくみ入れて、研究すべりあるということを特に力説し、強調して、最後にそういう問題に関する政府当局の姿勢をお伺いして質問を終わりたいと思います。——できれば大臣にそういった点を……。

○國務大臣(河本敏夫君) 中小企業対策は、わが

国の産業政策の中でも非常に大事な政策であると私は理解をしております。なぜかと言いますと、中小企業の日本の産業において果たしておるん役割りといふものが非常に大きいからであります。また、雇用の面から見ても非常に大きなシェアを占めております。外国にももちろん中小企業がありますけれども、わが国ほどではありません。そういうことがありますまして、中小企業政策といふものは非常に大事な政策であると考えておりますか、ただ、それじゃあ何が一番必要かと言いますと、やはり景気をよくするということだと思います。景気がよくなりまして、そして中小企業の仕事が十分ふえるということになりますと、大半の問題は解決するわけあります。しかし、そういう景気全体をよくするという方向と並行いたしまして、中小企業独自にその体质強化あるいは高度化等のためにいろいろな対策を立てなければならぬことは当然のことであります。ただ、これは産業全体を通じて言えることでありますけれども、と言つて、過保護になりまして、そのためにもしろ中小企業の体力が弱るということのないじめをつけることも必要であります。

○井上計君 私、質問を予定しておりました質問通告したことは、先ほど来もう各委員の質問ではとんど出尽くしておりますので、法案に対する関点で考えながら誤りなきを期していきたいと、かようになっております。

ありますから、何が一番中小企業のためにないかといふ点を総合的に常にその時点、その時点で考えながら誤りなきを期していきたいと、かようになっております。

ありますけれども、だからまあ失敗だとかあるいは失敗だとかいうことは別としても、いずれにし

ても四十六年のあのニクソンショック後の円高対策等についての教訓が今回全く生かされていない、こういうふうな実は感じがしてならないわけがつたんだというふうなことをおっしゃつておられたが、福田総理はしばしばおっしゃつておられますが、特に五十二年度の景気の見通しの誤り等につきましては、もう円高という全く予想しなかつたような事態が起きたんでやむを得なかつたんだというふうなことをおっしゃつておられたが、福田総理はしばしばおっしゃつておられたが、まだまだやつぱり改善をしていかなくちゃいけぬといふような問題もたくさんあると思いまして、それらの点等についても特にひとつ要望をいたしておきます。

そこで、質問でありますけれども、個別企業の認定の問題であります。これは長官からひとつお考へをお聞かせいただければと思うんですけども、個別企業の認定がいろいろとこれはむずかしい問題もあると思います。そこで、直接輸出企

業の細包輸送専門にやつておるとか、あるいは私は実は印刷の出身でありますから、印刷所の実態はよく知つておりますが、輸出完成品に伴う印刷物の納入を重点的にやつておるとか、そういうふうな、そういうふうな業種が相当あると思うんですが、そういうものに対する個別企業の認定等については遗漏がないようなお考へがあつたかどう

ついでにもう一つあわせて申し上げておきますが、関連すると思うんですけれども、今回のこの法案は中小企業対策であるということですが、それは資本金一億円以上のやつぱり中小企業から中堅企業といいますか、中堅企業なり、かなりの実績がある企業があると思うんですね。それのいわば谷間にある人たちについての救済対策、救済政策というものをどうお考えか、この二点ひとつ長官お答えをお願いしたいと思います。

○政府委員岸田文武君 個別認定におきましても、十分彈力的に配慮しろという御趣旨は私どももよくわかります。そこで、いま御指摘になりました輸出品それ自体を製造しているものはよくわかるけれども、それ以外に、それに関連した業種がいろいろあるのではないかという問題、私どもたとえば部品製造業等の場合はやはりこれに準じた、輸出品といいますが、完成品に準じた扱いをすることが必要であろうと思っております。

また、お話を中で出ました輸出品包装業、これも一つの業態として確立をされたおるようござりますから何とか前向きに拾っていただきたいと思っておるところでございます。

お話をございます輸出品印刷業というものが業態としてどういうふうになつておりますか、これは先生の方が御専門でございますから、なお実情を聞かしていただきまして、私どもがそれに準じて考え得るというようなことであれば、前向きに考えていきたいと思います。

○井上計君 それから中堅企業、

○政府委員(岸田文武君) 続きまして第二点にお尋ねのごとございました中堅企業の問題について、これは直接的には中小企業庁の所管ではございませんが、関連をいたしましてお答えをさしていただきたいと思います。

中堅企業の問題がやはり不況の深刻化とともにいろいろ問題が出てきております。そこで昨年から通産省では、中堅企業の不況の実態がどうなっているか、そしてもし問題があるようならば機動

いは関係の行政機関、金融機関との連絡体制をつくりつて情報交換を始めております。現にそれに応じていろいろ手を打ってきたものもござります。ただ、見ておりますと、中堅企業の中にはいわゆる構造不況業種に属しまして過剰設備を非常にたくさん抱えておる、それなるがゆえに非常に経営に困難を感じておる、こういう企業がたくさんあるように感ぜられるところでございます。

そこで、通産省いたしましては、特定不況業種について新しい立法を用意をし、そういう問題の解決のために、何らか前進を図つて、こうじやないか、こういう考え方でいま議論を整理し煮詰めておるということは、先刻も質問に触れてお答えを申したところでございます。そういうような方策を中心としまして、今後とも中堅企業の問題についてでは筋を配つてまいりたいと思っておるところでございます。

○井上計君 まあ中堅企業の問題、いま長官にお答えいただきましたが、構造不況業種の対策、構造不況業種に入らない中堅企業で、やっぱり円高影響を受けている個別企業もやはりある程度あるのではないか、こう考えておりますので、またこれは長官の所管とは若干違うと思いますがとも、格段にまた御配慮いただきますようにひとりでございます。

そこで、先ほど来やはり質問の中で、またお答えもありましたけれども、果たしてどの辺で円レートを固定をするのか、これは大変むずかしい問題、また予測しがたい問題でありますけれども、ただ一説には、いろんな経済誌あるいは新聞等では、ことしの年度中、中ごろになりますと二百二十円になるのは必至だとかあるいは二百円になるんだとかいうふうないろんな説もちらほら出ておる、もちろんうわさでありますが、しかしそういふようなことが出ることによって輸出企業も大変将来に不安を持つていて。先ほど、どなたかから御発言もありましたけれども、したがつていま少々金を貸してやると言われてもなかなかそう借

ると思うんです。じゃ、しかばなそれを転換をさせす、あるいは内需に転換を指導といつても、今までの法案にも転換指導がありますけれども、ところが内需に転換といつても實際には転換をする場所がない、転換する先がないというのは、これはもう当然のことだと思うんです。内需さえがもう現在不況のためにどの業種もはとんどが過当競争に陥つておるわけありますから、その業種にまた内需転換が行われると、これまたよけいに混乱が生ずる、こういうふうなことがあります。

一方、これは私見でありますけれども、わが国の状況から考えますと、いま現在、一説若干はやり言葉のようですがれども、要するに輸出罪悪論といふやうなものがかなりあるようあります。私はやはり、あくまでもわが国の状況から考えますと、輸出振興政策は、表現の仕方は別としまして、これは今後とも将来永久的にとつていかなければ大変なことになる、こういう感じが実はいたしてなりません。石油の輸入の問題を考えまして、一九八五年には、現在から試算をすると、石油原油輸入価格だけで、やはり七百億ドルぐらい必要ではないか、現在の輸入総額に匹敵するぐらいのものが、石油だけの輸入に必要だと、こう言われておるわけでありますから、したがつて、今後ともやはり輸出振興政策はとつていかなくちゃいけぬということを考えていくと、やはり今後、もつと前向きの輸出企業に対する自助努力を促しながら、積極的なやはり政策というものが必要だというふうに考えるわけです。

そこでひとつ、二、三提案をいたしたいと思うわけであります、でき得れば長官、さらに大臣からもお答えいただければ結構だと思いますが、輸出企業の体質を強化するために、先ほどお話をありましたし、また先国会で成立をいたしましたが、関連倒産防止共済制度、あのような制度として、仮に円相場高騰対策共済制度というふうな、やはり現在二百四十円として考えてのいろんな施策でありますけれども、今後これが二百二十円に

なことなきにしもあらずだということを考えますと、そういうふうなときに対応するような輸出企業に対するやつぱり共済制度的なものを創設をしたらどうかというふうに考えますが、この点についてひとつ、御見解があればお聞かせいただければ。これが第一点です。

ついでに申し上げます。もう時間がありませんから。

その次には、現在振興事業団によつての高度化融資、もちろん積極的になされております。かなりいろいろと利用いたしておるわけでありますけれども、しかしこれはやはり厳しい条件、制限がありまして、やはり集団化しなければ、集団化による集約事業、高度化事業でなければ、事實上、この高度化融資が使えぬわけでありますけれども、集団化をしないでも行うところの集約事業等については、やはりこの振興事業団の現在の高度化資金の適用が受けられるようなこともひとつ考えていく必要があるのでなかろうかというふうにも思います。同時に、現在の高度化計画の見直し、あるいは高度化計画を立案をして、実際に融資が行われる時期までに、非常に期間が長くかかり過ぎておる。大体はなはだしのものは三年、四年かかっておるわけですが、そういうようなものの縮短とかということについて、やつぱり考え方をひとつお持ちをいただきたい。

したがつて第二点の提案は、振興事業団による高度化事業、高度化融資のあり方の見直し、あわせて現在中小企業対策としていろいろなメニューがたくさんあります。ただメニューが多過ぎて、実際に中小企業が、どれが果たして自分が欲しい役に立つものであるかどうかということが実はわからぬというふうなこともありますと、思いますが、この際、そういうふうなメニューの見直し、それからまとめといいますか、そういうこともひとつ考えていいたらどうか、これが、ちょっとと長くなりましたが、提案の第一点であります。

それから第三点は、特にこれは大臣のひとつ御

見解を承れればと思うのですけれども、先ほどもちょっとお話を出ておりましたが、特定不況業種の構造改善計画等について、先般来新聞にも出ておりますが、通産省の考え方等について、公取からかなりやっぱりクレームがついておるというふうなことのようあります。しかし、私はこういうふうな異常事態に対処し、将来のことを考え、特に中小企業対策を見直していくためには、私は独禁法の適用除外といふものをもっとやはり考えていくべきだと思います。そうしないと、片方で幾らそういう指導をしても、あるいはそういうふうな政策をつくっても、公取の現在考え方が業政策と独禁法とは全く整合しないようなわざ独自な考え方を持っておる以上は、なかなか十分なる指導が、対策が生かされないんではないかと長官のお立場、むずかしい問題あります。うけれども、大臣の御見解をお聞かせをいただければ、こう思います。

以上、ちょっと複雑な提案をいたしましたけれども三点につきまして、ひとつは、円相場高騰対長官のお立場、むずかしい問題あります。うけれども、大臣の御見解をお聞かせをいただければ、こう思います。

もう一回まとめますと、一つは、円相場高騰対策共済制度のようなものをひとつ創設をしたらどうであろうか、これが一つです。

それからその次は、第二点は、振興事業団の現在の高度化融資のあり方等をもつと弾力的に拡大をして、特に輸出のこのよしな関連企業等については、集團化によらない要するに集約化ですね、それらのものについてもやはり高度化資金の融資対象にしたらどうであろうか。あわせて、中小企業のメニューのひとつ見直し、まとめ、これが第四次近隸の考え方になるかと思いますけれども、そのようなこともひとつ考えたらどうか。

それからもう一つは、独禁法についてはやはりこの際適用除外といふうなことをもつと強力にその働きかけをしたらどうか。

以上三点でございます。

○國務大臣(河本敏夫君) ただいまの第一の御提案でありますか、わが国は貿易立国である、この基本線を崩してはいけないというお話をあります。が、その御意見には全く賛成であります。ただ、いま日本の貿易が問題になつておりますのは、日本が非常に大幅な黒字を出しておるというところに問題があるわけであります。これが拡大均衡の方向にいくということであれば、これは問題ないわけであります。でありますから、やはり自由貿易の原則を堅持いたしまして、拡大均衡の方向に日本の貿易を持ついくことが基本だと思います。ただ、いまこの問題に関連をいたします。それが、今後はまだ取り上げておられませんが、今後の研究課題として研究をさしていただきたいと思います。

それから第二点は、長官から答弁をいたします。

第三点につきましては、一応通産省の原案——構造不況業種対策についての原案はできておりますが、現在はこれをもとにいたしまして、各方面の意見を幅広く聞きまして、謙虚に聞いていくつもりでございますが、そしてどの案がどういう内容に最終的に落ちつけたら一番いいのかというところにつきまして、いま調整をしておるところでございます。

○政府委員(岸田文武君) 具体的なお尋ねの諸点についてお答えをいたします。

まず、輸出企業の円相場高騰対策として、共済制度は考えられないかという点でございますが、いまの御提案を伺つておきましたので、そこで、どうしてやるかの仕組みについてお尋ねをいたしました。

そこで、どうしてやるかの仕組みについてお尋ねをいたしましたために、あるいは本当の中小企業対策としてこの投資減税を考えるならば、投資減税と初年度六分の一と特別償却と、セットで併用するということでなければ効果がないといふように考えておりますので、この点は要望であります。ぜひとと大臣お考えをいただきまして、この併用ということについての、まあなかなか大蔵さん頭がいたしておったところでございます。

第四点のお尋ねは、大臣からお答えがございましたので、省略をさせていただきます。

○井上計君 時間がありませんので、そこで、直接この円高法とは関係ございませんが、まあしかし重大な関連があると思いますが、お尋ねをい

たしますが、実質的には為替予約の期間もあり、あるいは条件をどうするかというよしな、もっと差し迫った対応問題もあるのではないかという気もいたします。

それから第二番目には、高度化融資について、もっと幅広い活用を考えろという点。私どもも、いまやつております高度化事業は、単に集約化というだけではなくて、たとえば知識集約化の問題、あるいは共同施設の問題、幅広い活用が可能であるし、まあそういうときに、どういうふうな使い方をするかということが特に大事であらうと思つておるところでございます。これはいまのお尋ねに対する直接的なお答えになるかどうかわかりませんが、たとえば五十三年度予算で、振興事業団の新しい事業として、産地対策というものを取り上げることにいたしました。これは從来の、たとえば工場団地等が、二十人以上集まなければスタートしないというたまえになつておりましたのを、こういう情勢にかんがみまして、産地に対する新しい活力を導入するという目的からしますと、もっと機動的にする必要がある、こういった意味合いで、十人以上集まればという形に変えております。まあ御要望の点に一步でも近づくことになるのではないかと思っておるところでございます。

それから第三点にお話しさいましたメニューが多過ぎる。この点は私どもも施策ができるたびに、その都度P.R.に努力をしてまいつたわけでございますが、いまの御提案を伺つておきましたことは、むしろ利用する側のいろいろのタイプに応じて、こういうメニューがあるというのを組み合わせて提供する、そういうやり方をもつと工夫して見る必要があるのかなあと、いう気がいたしておったところでございます。

第五点のお尋ねは、大臣からお答えがございましたので、省略をさせていただきます。

○井上計君 時間がありませんので、そこで、直接この円高法とは関係ございませんが、まあしか

たしたい。これはしかし、むしろきょうは大蔵省の出席を求めておりませんので、大臣あるいは長官には要望でありますけれども、五十三年度の税制改正の中での中小企業対策の一つとしての投資減税であります。確かに投資減税が……(大蔵省の課長來たよ)と呼ぶものあります。私が願いしたんじゃないんです。ですから、これは課長ではちょっとお答えにくいかと思います。

ただ、率直に申し上げまして、現在の考え方と、特に先ほど大臣が景気をよくするためには内需の拡大というふうなことで、確かに投資意欲を起こすというふうなことがあります。

ただ私、率直に申し上げまして、現在の考え方と、なんちも特別償却とこの投資減税とどちらかといふことであります。これではもうほんんどメリットがない。むしろ、ずっと計算をいたしますと、中小企業の現在の平均値から計算をすると、やはり繰り延べではありますけれども、現実には特別償却を利用した方がはるかに有利である、こいつふうな計算が実は出てくるわけであります。――時間がありませんから細かい数字はもう省略して、後でまた長官となんでしたら個別にひつ数字で御説明いたしますが――

そこで、どうしてもやはり中小企業の投資意欲を起すために、あるいは本当の中小企業対策としてこの投資減税を考えるならば、投資減税と初年度六分の一と特別償却と、セットで併用するということでなれば効果がないといふように考えておりますので、この点は要望であります。ぜひとと大臣お考えをいただきまして、この併用ということについての、まあなかなか大蔵さん頭が非常にどうもこのことについてはがんこのようありますけれども、せひひとつ通産大臣として、中小企業対策としてこの点については実現できま

すように御配慮いただくように、最後にひとつ要望をいたしておきます。

時間を短縮しろという委員長からの指示ですか

でも、この法律上は個別企業で認定して円高対策の対象になり得るというふうに考えられるわけですが、これほども、これはいさか法律の書き方として、授権の範囲が広過ぎるのではないだろうか、運用が乱に流れるおそれがあるという気がいたしましたが、その点に関してはいかがでしょうか。

ますとおり、業種を指定した上で、通産省令で形定める基準に適合したもののが認定を受けるという形になつておるわけでございます。こういう法律は、権利を限界をしたりあるいは義務を付加したりと、いう法律のように要件を厳密に書くよりは、あるから、このような表現が許されておると理解をしておるところでござります。

ただ私どもは、具体的に省令を書きますときには、次のようなことを具体的な基準として織り込みでいきたいと思っておるところでござります。

○柿沢弘治君 これは権利を制限するものでないからというお話をされども、業種については、円相場の高騰により影響を受ける業種という指定がありながら、その中で個別企業の認定についていは、「かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること」ですから、円高の影響を受けたる業種にいへば、売り上げが伸びてしようと利益があがふえていようと認定の対象になるということのは、この法律の趣旨からいってもちょっとと広過ぎるんじゃないだろうかという気がいたします。ただ利じ

は、この円高の影響を受けている中小企業が、こくしようということではありますけれども、運用の面で、ドルショック対策の際にも、一部乱に流れているという批判を聞いたこともございますので、その点では個別企業の認定については、やはり本当に影響を受けている企業にその対策の手が差し伸べられ、影響を受けていない企業にまで過剰なサービスがされるようなことがないように、運用の面ではぜひ十分御注意をいただく必要があるんじゃないでしょうかと思います。

それからいまの御説明で、売り上げの減少している企業とというのが御説明がありました。たとえば五%以上前年に比べて売り上げが減少しているというような基準が書かれるということを聞いておりますけれども、売り上げで言いますと、たとえば輸出数量があえているにもかかわらず、単価を切り下げるによって全体の売上額が減るという例があるわけですね。つまり苦しまぎれの場合でも、ダンピング輸出というようなものが行われる場合がある。それでも売り上げが落ちていれば、救済の対象になるのだということになりますと、これは国際的に少し問題を起こすんじゃないだろうか。

つまりダンピング輸出をした企業に、ダンピングで売り上げが落ちたがら特別の政策手段をする、こういうことが、国際競争の中で許されていいのかどうか。数量が円高の結果として落ちた、もう売ろううと思っても売れないという企業に対しても、救援の手を差し伸べることについては、いささかの批判もないと思いませんけれども、値段を下げて売ったために売上額が減少した、これに救援金を手を差し伸べるというのは、国際的な感覚で言うといかがかだと思いますけれども、そうした御懸念は持つておられませんか。

○政府委員(岸田文武君) これは輸出の量で押さええるか、あるいは輸出の金額で押さええるか、仕事の量に着目するか、あるいは売り上げによる経理の手を差し伸べるというのは、国際的な感覚で言うといかがかだと思いますけれども、その辺の見方の圧迫というものに着目するか、その辺の見方は持つておられませんか。

問題であるうかといふ気がいたします。外的の中とらえやすい売上額あるいは生産額というものを、とりあえず念頭に置いたらどうかなといふ思つておるところでござります。ただ、いまお話を中で、金額でとらえればすぐダンピングをカバーすることになるということ、あるいはそういう場合もあり得るかもしれません、そうでない場合もあるわけでございまして、むろんダンピングの問題はダンピングの問題として、どう考えるのか、どう指導するのかということ、別に私どもは考えていく必要があるのではないかと思つておるところでございます。

○柿沢弘治君 委員長の方から厳しい時間の制限が来ておりますので、もう一つ法案の中で個別の問題を伺いますが、個別認定の基準として第三条第一項第三号で「これらに準ずる事態として政令で定める事態」というふうな文言があります。(この「準ずる事態」というのは一体どのような事態かを想定しておられるのか、具体的に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 政令で定める準ずる事態といたしましては、第一番目に、国内における取引価格がドル表示価格で取引しているため、円高によって円による受取額が減少するというような事態、それから第二番目には、その取引価格が、外貨建てで定められる国際價格の円換算値を基準として定められているために、円高により円による受取額が減少することとなる場合、こんな場合を考えておるところでござります。

いまのケースを具体的に申しますと、たとえば沖縄等の米軍基地内の中小企業者であるとか、あるいは国内の中小鉱山であるとか、あるいは近海運業者、これらが適用されることになるのではないかと思っておるところでござります。

○柿沢弘治君 沖縄の米軍基地の雇用者等、これはドル対策のときも対象になつたわけでござりますか。

○政府委員(岸田文武君) たしかドル対策のときには、そこまではカバーしていなかつたと記憶い

○柿沢弘治君　ドルショックのときの対策に含ま
れていない、そうしたものにも手を差し伸べてい
うと。まあ政策の厚味をふやしたという意味では、
決して悪いことではないと思いますけれども、先
ほど指摘しましたように、ドル建てで同一の価格
で出す、円換算で売り上げが減る、だから対策を
講ずる、それですと、やはり一種のダンピング輸
出の性格を持つんではないだろうか。米軍の基地
で働いている人は、国内の問題ですから対外的な
問題はありませんけれども、近海の輸送に携わっ
ている海運業等については、じゃ、たとえばフィ
リピンと競合という点で、それから台湾の業者と
競合という点で問題が起きないだろうか。私はい
ささか問題がある規定だというふうに思います。
まあ、しかしこれは運用の面で、そうしたトラブ
ルを起こさないようにやつていただきたいという
ふうにお願いをしておきます。

最後に、先ほどもうすでに各委員からお話をあ
りましたように、中小企業対策は今回のようなつ
なぎ対策で終わるわけではなくて、このつなぎ対
策が効果を発揮している間に、何としても抜本的
な業種の転換、近代化促進というものをやってい
かなければいけないと思います。その点でできる
だけ早い機会に促進法の抜本的な見直しその他を
御検討をいただきたい。それをお願いを申し上げ、
それについての大蔵の御所見があれば伺って、私
の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(河本敏夫君)　いまお願いしております
す円高緊急対策は、あくまで短期の時限立法でござ
ります。でありますから、これはまあ緊急対策
としてお願ひはいたしますが、これと別個に、本
來の本格的な中小企業対策は強力に進めてまい
る所存でございます。

○委員長(鶴正俊君)　他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

景気浮揚対策の一環として、公共設備投資の促進を図ることとともに、特に設備需要に意欲のあるチエーンストア業界への規制を緩和されたい。

理由

わが国の建築業界は、不況の長期化と厳しい環境変化の中で重大な危機に直面している。特に建築需要の三年余にわたる不振により受注量が減少したことから、価格の低迷、支払い条件の悪化を招き、企業経営は深刻な事態に追い込まれている。

このため、建築業は人員整理、新規採用の手控えなどの方策を行い窮状を忍んでいる状況にある。

わが国の五十二年度設備投資計画額は、工事ベ

スで総額六兆八千六百十六億円（前年対比五ペ

セント増）が見込まれ、なかでも、非製造業に期待が寄せられている。第三次産業の設備投資をみると、全般的景気停滞気運、節約ムードの中にも、

チエーンストアの店舗新設意欲が依然として強い

が、設備投資需要は鎮静化し、その期待も薄ら

ぎ、大幅下降修正のやむなき実情にある。このこ

とは、流通業を取り巻く大規模小売店舗法や小売

商業調整特別措置法及び府県条例等の法規制強化

の気運を背景にしたものが最大唯一の理由である

と思われる。更に建築基準法との整合性にも欠け、

相矛盾した結果となつていている。

一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は一月二十六日）

一、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法案
（小字及び一は衆議院修正の部分）

第一条 この法律は、最近における本邦通貨の外

国為替相場の高騰により事業活動に支障を生じ

ている中小企業者に対し、経営の安定を図るために措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発

展に資することを目的とする。

（定義）

この法律において「中小企業者」とは、

次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が三百人以

下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運

送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第

三号の政令で定める業種を除く。）に属する事

業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が五十人以

下の会社及び個人であつて、小売業又はサーキ

ビス業（次号の政令で定める業種を除く。）に

属する事業を主たる事業として営むもの並び

に資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会

社並びに常時使用する従業員の数が百人以

下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の

政令で定める業種を除く。）に属する事業を主

たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

政令で定める金額以下の会社並びに常時使用

する従業員の数がその業種ごとに政令で定め

る数以下の会社及び個人であつて、その政令

で定める業種に属する事業を主たる事業とし

て営むもの

四 企業組合

六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組

合又は商工組合連合会その他の特別の法律に

より設立された組合又はその連合会であつ

て、政令で定めるもの

（認定）

第三条 中小企業者は、次の各号の一に該当する

ことについてその住所地を管轄する都道府県知

事の認定を受けることができる。

一 その業種に属する事業の事業活動が全国的

に輸出取引に密接な関連を有すると認められ

る業種であつて、円相場の高騰（本邦通貨の

外國為替相場が昭和五十二年六月以降における急速かつ大幅な上昇を経て高い水準で推移していることをいう。以下同じ。）により、当該事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所管する大臣（以下「主務大臣」と総称する。）が指定するものに属する事業を行いつかつ、主務省令で定める基準に該当する中小企

業者であること。

二 前号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定めた基準に該当する中小企業者であること。

三 分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。以下「認定組合等」という。がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

四 国際金融公庫、中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、認定中小企業者が中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十二年法律第八十四号）第三条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行う場合において、事業の

転換のために必要な施設の設置に必要な資金を

認定中小企業者に対して政令で定める日までに

貸し付けるときは、年六・五ペーセント以内で

政令で定める利率により貸し付けるものとす

る。

五 円相場の高騰により事業活動に支障を生じて

いると認められる中小企業者が昭和五十二年十

月一日から第一項の政令で定める日までの間に同

項目に規定する機関から同項目に規定する資金の貸

付けを受け、又は円相場の高騰により事業活動

に支障を生じていると認められる中小企業者で

あつて前項に規定する計画に従つて事業の転換

を行うものが昭和五十三年一月十七日から同項

の政令で定める日までの間に同項目に規定する機

合において、その中小企業者が前条第一項の認

しようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聽かなければならない。

第五条 国民金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫は、前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）がその経営の安定を図るために必要な資金又は第二条第六号に掲げる者（認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第六条 國民金融公庫は、認定中小企業者及び沖縄振興開発金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第七条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第八条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第九条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十一条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十二条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十三条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十四条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

第十五条 國民金融公庫は、認定中小企業者（以下「認定組合等」という。）がその構成員

たる認定中小企業者に対してその経営の安定を

図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な

資金を認定中小企業者又は認定組合等に対して政令で定める日までに貸し付ける場合には、年

六・五ペーセント以内で政令で定める利率によ

り貸し付けるものとする。

